Ⅰ　工事概要及び範囲

1.　工 事 場 所　　北海道枝幸郡中頓別町字中頓別998-1番地

2.　工 事 範 囲　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　　称	構造種別・階数	数　量	単位	備　考
●	増築部（棟1、2-1、2-2、3）	RC造、一部木造、S造	3,773.09	㎡	増築
●	既存校舎（棟2）	RC造、一部S造	2,752.90	㎡	既存校舎改修
●	既存屋内体育館	RC造、一部S造	1,041.50	㎡	既存体育館改修
●	外構	―	2,302.33	㎡	外構

3.　建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無　　● 有　　○ 無

4.　指定部分工事

(1)　工事範囲　既存校舎（棟2）のうちⅠ期工事の範囲
　　指定工期　　契約日より　　令和 7年 3月 31日まで

(2)　工事範囲　増築工事
　　指定工期　　令和 7年 7月　より　令和 9年 3月まで

5.　別 途 工 事　給食センター解体、教員住宅解体、給食センター跡外構（R９年度以降発注予定）

6.　施 工 区 分（分離発注の場合のみ記入）
　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

項　　目 ＼ 工　　種	建築	電気	暖房	衛生	備　　考
躯体の設備配管用のｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等及びﾓﾙﾀﾙ等の充填					
上記の補強					
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強					
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込					
設備用天井、床点検口					
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置					
設備機器用基礎					
ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ排水金物					
流し台、ユニットバスの排水トラップ					
木製建具枠の取付け					
換気扇等取付枠					
同上　防雪フード					
外壁面入排気ガラリ及び防風板					
水道検針盤					
灯油集中盤への配線接続					

Ⅱ　各　工　事

1.　図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下「改修標準仕様書」という。）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という。）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」による。

2.　特記事項の適用については次による。

(1)　章は○印を、項目は ▷ 印を塗りつぶしたものを適用する。

(2)　特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は ＊ 印をつけたものを適用する。

(3)　特記事項で○印を塗りつぶしたものと、＊ 印のつけたものがある場合は、共に適用する。

(4)　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。

3.　この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。

4.　本工事における工事監理業務委託の有無　＊ 有　　○ 無

5.　契約書第10条に基づく履行報告にあたり、報告に用いる様式等は、様式2-7 建設工事進ちょく状況報告書、又は任意の様式とする。(1.2.4)

6.　営繕工事に必要な提出書類（落札後、契約後、施工中）については北海道建設部建築局計画管理課のホームページ（営繕工事に必要な提出書類（落札後、契約後、施工中））掲載の様式を使用すること

URL https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/

7.　石綿含有建材の事前調査

あらかじめ関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

ｱ.　調査範囲に係る既存の設計図書の貸与をする。

ｲ.　調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。

なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正　令和3年12月22日　基発1222第17号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととする。

ｳ.　調査結果を工事監督員に報告する。

8.　次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。

ただし、概数の確定による変更は除く。

(1)　設計図書間に不一致等がある場合

設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等

(2)　設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合

ｱ.　設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等

ｲ.　設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等

ｳ.　受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等

(3)　関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合

なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

9.　関係法令等

(1)　受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法（以下「ＰＣＢ特別措置法」という。）
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という。）
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 労働安全衛生法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 水質汚濁防止法
- 石綿障害予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 建築基準法
- 環境基本法
- 土壌汚染対策法
- 建設副産物適正処理推進要綱

(2)　受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事等編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

10.　工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

・ 本工事完了後、敷地内既存建物の解体（別途工事：給食センター、教員住宅等）を完了後に完了検査を受検予定。

・ 工事範囲に隣接する給食センター、町民センターは本工事期間中も使用するため、工事による騒音・振動粉塵等の抑制、資材等の搬出入動線、工事車両動線をはじめとして周囲の安全確保に留意すること。

● 第 1 章　一般共通事項

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 道産材等の優先使用	本工事に使用する主要資材は、道産資材及び北海道認定リサイクル製品を使用するよう努めること。（木材及び木材製品は除く。）
▶ 2. 環境への配慮	受注者は本工事において、次の(1)から(4)を順守するとともに、北海道公共建築工事シックハウス対策マニュアルに基づき工事を行うこと。 (1) 化学物質を放散させる建築材料等（※１） 本工事に使用する建築材料等は、測定対象化学物質を含有していないものを基本とし、安全データシート（ＳＤＳ）や成分組成表により確認を行うほか、次のアからウを満たすものとする。 ｱ. ホルムアルデヒド放散建築材料に指定されている材料は、ＪＩＳ又はＪＡＳに定められたＦ☆☆☆☆を使用する。ただし、Ｆ☆☆☆☆の材料がない場合は工事監督員と協議すること。 ｲ. 接着剤は、フタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用している環境対応型（配慮型）のものとする。 ｳ. 家具、建具類及び二次製品は、測定対象化学物質を含有しないか含有が極めて少ないものとする。 ※１　化学物質を放散する建築材料等 合板／木質系フローリング／構造用パネル／集成材／単板積層材／ＭＤＦ／パーティクルボード／その他の木質建材／ユリア樹脂板／壁紙／保温材／緩衝材／断熱材／接着剤／塗料／仕上材料／表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤 (2) 環境物品等の調達 本工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。 上記における同調達方針として、資材（機材及び材料を含む）のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するように努めること。 (3) 工事中の留意事項 ｱ. 換気の励行 工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。 ｲ. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置 改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となった場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。 また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やＶＯＣ測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（２５℃の場合）
ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ　（　１００μｇ/㎥）
トルエン	０．０７ｐｐｍ　（　２６０μｇ/㎥）
キシレン	０．０５ｐｐｍ　（　２００μｇ/㎥）
エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ　（３，８００μｇ/㎥）
スチレン	０．０５ｐｐｍ　（　２２０μｇ/㎥）
パラジクロロベンゼン	０．０４ｐｐｍ　（　２４０μｇ/㎥）

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

濃度測定　● 行う　○ 行わない

測定箇所　（増築部15,既存部10）箇所　※測定する位置は、図示による。

測定回数　＊ １回　○ ２回

測定時期　※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。

測定方式　拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。

分析方法　厚生労働省の示している分析方法による。
（測定時の平均室温が２０度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。

▶ 3. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。

▶ 4. 合法木材の使用

木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成１８年２月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して５年間保存すること。

▶ 5. 特別な材料の工法

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

▶ 6. 品質計画

建築基準法に定められた区分等

・ 風　速（ Ｖｏ＝　32　ｍ／ｓ）
・ 地表面粗度区分（ ○ Ⅰ　○ Ⅱ　● Ⅲ　○ Ⅳ　）
・ 垂 直 積 雪 量（　180　㎝）

▶ 7. 工事写真

工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事記録写真撮影要領による。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、営繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。

▶ 8. 技能士

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

なお、施工計画書等の記載事項や添付資料（資格証明等）により、選定技能士の内容が確認できる場合も「技能者選定通知書」の提出を省略できる。

＜職種＞
型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組壁建築、厨房設備施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ウェルポイント施工、建具製作、畳製作

(2)　技能士は、職業能力開発促進法による１級、２級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（１）の書面に添付すること。

(3)　技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

▶ 9. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。

(1)　労働者の安全衛生教育を徹底すること。
(2)　工事現場の安全パトロールを励行すること。
(3)　建設機械器具などの危害防止処置を徹底すること。
(4)　第三者に災害を及ぼしてはならない。
(5)　公害防止に努めること。
(6)　公道の汚染防止に努めること。
(7)　善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。

▶ 10. 交通安全管理

受注者は､工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め､次の事項を遵守すること。

(1)　工事施工中の安全管理（交通誘導員の配置日及び人数を含む）について、工事着手に先立ち作成する総合施工計画書で計画する。

なお、計画は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じること。

(2)　常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告すること。

(3)　工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。

(4)　運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努めること。

(5)　建設機械（ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰ､ﾊﾞｯｸﾎｳ等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

▶ 11. 工事完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

(1) 完成図関係
・ 完成図をＡ３版に製本したもの　　３部
　＊ 特記仕様書も綴じ込んで印刷すること
・ 完成図（Ａ３サイズ）１部
　● 新営工事　（位置図・配置図・面積表・平面図）
　● 改修工事　（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等）
・ ＣＡＤデータの貸与　　＊ 有り　　○ 無し
・ ＣＡＤデータの貸与有りの場合
　＊ 完成図のＣＡＤデータ及びＰＤＦデータ　ＣＤ－Ｒ等による
(2) 保全に関する資料（提出部数　　＊ １部　　○ ___部）

(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）

各設備の機能が十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。

指導案内書	Ａ４判カラーを標準とする	１部
同上データ	ＣＤ－Ｒ等による	１式

(4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。

▶ 12. 電力基本料金

本受電から引渡しまでの電力基本料金　○ 本工事　● 別途

▶ 13. 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。

処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提示すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。

引き渡しを要する範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

ｱ. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

ｲ. 金属くず商許可業者（警察許可）

(3) 特別管理産業廃棄物

種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種　類	コンクリート塊
場所	【　宗谷　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（ 22.5 km）
種　類	アスファルト・コンクリート塊
場所	【　宗谷　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（ 22.5 km）
種　類	建設発生木材
場所	【　宗谷　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（ 18 km）

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5)　再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種　　類	
処理区分	○ 縮減　　○ 現場で使用
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

(6)　その他の発生材

種　　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

(7)　建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車
業 者 名　（ ○ ○ ○ ○ ○ ）
許可番号　× × × × ×

(8)　「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。

また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。

資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事
（次表の一つでも該当するもの）

・ 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土　　砂	５００ ㎥以上
砕　　石	５００ｔ 以上
加熱ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	２００ｔ 以上

・ 再生資源利用促進計画書

次のような指定副資産物を搬出する建設工事

土　　砂	５００ ㎥以上
コンクリート塊 ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 建設発生木材	合計 ２００ｔ 以上

▷　14. 特殊な建築副産物

(1)　施工調査計画

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。　(7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

ｱ.　使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

ｲ. 分析調査

○ 行う　　○ 行わない

▷ 15. 特殊な建築副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン

ｱ. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	＊ 回収
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

ｲ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊ 焼却
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器　○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

(5) ＰＦＯＳ（ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸））

種類	○ 泡消火剤　○ その他（　　）
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法（　　）
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）
	【　　】（総合）振興局管内
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

▶ 16. 北海道循環資源利用促進税

本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。

▶ 17. 自主施工期間の施工条件

自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。

ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。

＜工種＞　コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事

▶	18. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。
▶	19. 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（９０日以内）するよう努める。
▶	20. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。 (1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の１以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。 (2) 保険金 原則として請負代金額とする。 (3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日　～　実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をい 完成引渡し　～　工期に１４日追加した日とする。 (4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができ (ｱ) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (ｲ) 外構工事 (5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。
▶	21. 法定外の労災保険の付保	本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下「法定外労災保険」という。）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

▶ 22. 現場環境改善

魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努めること。

▶ 23. 快適トイレの設置

本工事は、「快適トイレ」の設置を基本とする。

(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。

(2) 快適トイレとは、次のｱ.及びｲ.の各項目を全て満たすものとする。ｳ.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。

ｱ. 快適トイレに求める標準仕様

(ｱ) 洋式（洋風）便器

(ｲ) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）

(ｳ) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）

(ｴ) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）

(ｵ) 照明設備（電源がなくても良いもの）

(ｶ) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）

ｲ. 快適トイレとして活用するために備える付属品

(ｱ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(ｲ) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(ｳ) サニタリーボックス

(ｴ) 鏡付きの洗面台

(ｵ) 便座除菌シート等の衛生用品

ｳ. 推奨する仕様、付属品

(ｱ) 便房内寸法900×900㎜ 以上（半畳程度以上）

(ｲ) 擬音装置

(ｳ) 着替え台

(ｴ) フラッパー機能の多重化

(ｵ) 窓など室内温度の調整が可能な設備

(ｶ) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

(3) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。

ｱ. 男女別で各１基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。

ｲ. 手配が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことができる。

▶ 24. 建設業退職金共済制度

工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

▶ 25. 工事標識

受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。

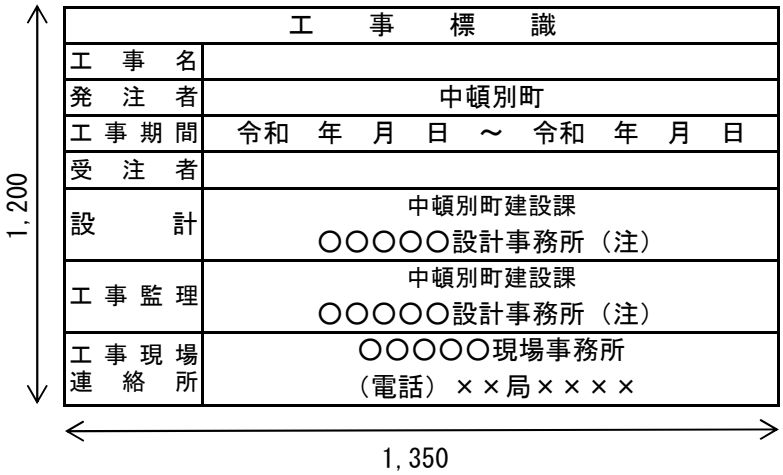

工　事　標　識	
工　事　名	
発　注　者	中頓別町
工事期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
受　注　者	
設　　計	中頓別町建設課 ○○○○○設計事務所（注）
工事監理	中頓別町建設課 ○○○○○設計事務所（注）
工事現場連絡所	○○○○○現場事務所 （電話）××局×××××

1,200

1,350

		注　設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。
▶	26. 工事実績情報の登録	受注者は、受注時、変更時及び完了時に（１０日以内）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。 また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。 （対象工事：請負代金額５００万円以上の全工事）
▶	27. 施工体制台帳の整備	建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事１件の請負代金額が２００万以上の工事）ただし、２００万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。 また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。
▶	28. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	(1)　受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。 (2)　受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。 (3)　受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。
▶	29. 電子納品	(1)　電子納品の対象書類 電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については、工事監督員と協議の上、決定するものとする。 (2)　情報共有 ｱ.　情報共有の対象書類の詳細については、工事監督員と協議の上、決定する。 ｲ.　本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。 (3)　電子納品・情報共有実施に伴う環境整備 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。 (4)　電子納品 本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）により２部を市販ファイル（Ａ４判）に綴じて提出する。 (5)　調査への協力 受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。 (6)　その他 電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。
▶	30. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について	(1)　本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。 なお、当該試行による変更項目は、次による。

（道建築局の取り扱いに準ずる）

（実績変更対象項目）

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。

(2)　受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。

ｱ.　発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。

ｲ.　受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。

ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。

ｳ.　工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。

ｴ.　工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。

ｵ.　受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

ｶ.　受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

ｷ.　受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目		実績変更対象項目	当初 積算方法
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	（地域外労働者確保に要する）現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。

	宿舎費 （仮設建物費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 （労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）））	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用 （労務管理費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む）
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 （労務管理費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む）

▶ 31. 週休2日工事
（道建築局の取り扱いに準ずる）

(1)　本工事は、週休２日工事の対象であり、「営繕工事における週休２日工事実施要領」に従い実施する。

(2)　予定価格は、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して工事費を積算して作成する。
　現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合は、契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(3)　週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(4)　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、１日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の作業がなく、現場が閉所された状態をいう。

(5)　現場休息とは、分離発注工事又は分割発注工事（以下「分離・分割発注した工事」という。）の場合に、各発注工事単位で、１日を通して、現場事務所での事務作業を含む一切の現場作業がない状態をいう。
　なお、分離・分割発注した工事においては、受注者間で調整の上、現場閉所日を設定することが望ましいが、工程上必要な場合など、工事毎に現場休息日を設定することを妨げるものではない。

(6)　対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間（自主施工期間で工事を一時中止する期間を含む。）など、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。

(7)　４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
　なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。
［現場閉所（現場休息）率の算定方法］
　Ｋ（%）＝Ａ／Ｂ　※Ｋ：現場閉所（現場休息）率（%）
　Ａ：対象期間における現場閉所（現場閉所及び現場休息）の日数
　Ｂ：対象期間の日数

	(8) 現場閉所（現場休息）の確認は、次により行うものとする。 ｱ. 工事着手前 ・ 受注者は、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手する日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終える日、工場製作のみを実施する期間などで対象外とする期間について、工事監督員に確認のうえ予定を決定し、対象期間を設定する。 ・ 分離・分割発注した工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう調整したうえで現場閉所（現場休息）の予定日を決定する。 ・ 受注者は、現場閉所（現場休息）の予定日を明示した計画工程表（任意様式とし、他の書類と兼ねることができる。）を工事監督員に提出する。 ｲ. 工事着手後 ・ 工事監督員は、適宜、対象期間内の現場閉所（現場休息）の状況を確認する。 ・ 工事監督員は、現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。 (9) 受注者を対象としたアンケート調査の協力依頼があった場合には、これに協力するものとする。
▷ 33. 防寒養生	防寒養生は、次の範囲とする。 (1) 養生期間 １２月１６日から３月１５日を原則とする。 ただし、１２月１６日以前と３月１５日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間 (2) 養生方法 ｱ. 仮囲 ○ 上家仮囲 （ ＊ 単管足場+ｺﾝﾊﾟﾈ+ｼｰﾄ程度 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ） ○ 側 仮 囲 （ ＊ ﾋﾞﾆｰﾙｼｰﾄ ○ ｺﾝﾊﾟﾈ ） ｲ. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖
▶ 34. 夏期の熱中症対策	次に示した項目は、必要に応じて対応を検討すること。 (1) 対象期間 ＊ 夏期（６月１日～８月３１日） (2) 対象項目 ・ 遮光ネット ※ リース代を対象とする
▶ 35. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、受注者が申出た日とし、工事工程表、総合施工計画書、工事打合せ記録簿いずれかで示すこと。 不明な点については、北海道建設部建設政策局建設管理課作成施工体制Ｑ＆Ａ参照のこと。

● 第 2 章　仮　設　工　事

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 監督員事務所及び備品等	(1) 監督員事務所 ● 設ける　　＊ 設けない （ ○ 10㎡　● 20㎡　○ 35㎡　○ 65㎡　○ 100㎡ ）程度 (2) 備品等は工事監督員との協議による。
▶ 2. 工事用水	構内既存の施設　○ 利用できる（ ＊ 有償　○ 無償） ＊ 利用できない
▶ 3. 工事用電力	構内既存の施設　○ 利用できる（ ＊ 有償　○ 無償） ＊ 利用できない
▷ 4. 指定仮設	仮設計画図による。
▶ 5. 足場	足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
▶ 6. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置：図面による。 警備員詰所：(○ 設ける　● 設けない) 表　工事現場の位置と交通誘導警備員区分

工事現場の出入り口を設ける道路（路線）	交通誘導警備員区分
市街地（DID）内の路線	交通誘導警備員A
北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線	
上記以外の路線	交通誘導警備員B

市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを１人以上配置する。

交通誘導警備員Aを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行う場合は、工事監督員と協議すること。

●	第 3 章	土　工　事　（構造図による）
●	第 4 章	地　業　工　事　（構造図による）
●	第 5 章	鉄　筋　工　事　（構造図による）
●	第 6 章	コンクリート工事　（構造図による）
●	第 7 章	鉄　骨　工　事　（構造図による）

● 第 8 章　コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 補強コンクリートブロック造	該当なし
▷ 2. コンクリートブロック帳壁及び塀	該当なし
▶ 3. ＡＬＣパネル	(1) 材料・構法　(8.4.2～8.4.5)(表8.4.2～表8.4.4)

パネルの区分			単位荷重	耐火性能	構法の
用途	形状	表面加工	(N/㎡)	(時間)	種別
○ 外壁用	○ 一般 ○ ｺｰﾅｰ	○ 平 ○ 意匠		＊ 有(1) ○	○ Ａ種 ○ Ｂ種

● 間仕切壁用	● 一般 ○ ｺｰﾅｰ	● 平 ○ 意匠		● 有(1) ○ 無 ○	● Ｃ種 ○ Ｄ種 ○ Ｅ種
○ 屋根版用	―	―		＊ 有(0.5)	＊ Ｆ種
○ 床版用	―	―		＊ 有(　) ○ 無	

厚さ、幅及び長さ(mm)

○ 図示　　● 厚さ 100 mm 、 幅 600 mm 、長さ 3080 mm

(2) パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材　(8.4.2)

○ 図示　　● ロックウール充填(製造者の仕様による)

(3) 外壁パネル構法、屋根及び床パネル工法　(8.4.3)(8.4.5)

耐風圧性能　(　　)

耐震性能　(　　)

(4) 間仕切壁パネル構法　(8.4.4)

耐震性能　(　　)

(5) パネル幅の最小限度　(8.4.3)(8.4.4)(8.4.5)

＊ 300mm　○ ＿＿＿mm　○ 図示

(6) パネル短辺小口相互の接合部、出隅及び入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮目地の目地幅 (mm)

(8.4.3)(8.4.4)

＊ 10～20mm　○ ＿＿＿mm　○ 図示

(7) 伸縮目地への耐火目地材の充填　(8.4.3)(8.4.4)

● 適用する　　○ 適用しない

▷ 4. 押出成形セメント板（ＥＣＰ）

該当なし

● 第 9 章　防 水 工 事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. アスファルト防水	屋根保護防水　(9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	
○ A-1			＊ ○	ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度
○ A-2				
○ A-3				
○ B-1				
○ B-2				
○ AI-1		(厚さ)	＊ ○	ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度
○ AI-2		○ ＿＿mm		
○ AI-3		○ ＿＿mm		
○ BI-1		○ ＿＿mm		
○ BI-2		○ ＿＿mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ　(9.2.2)

標準仕様書表9.2.3及び表9.2.4による

JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分　○ ＿＿＿＿＿

材料構成による区分　○ Ｒ種　○ Ｎ種

厚さ　○ ＿＿mm以上

(3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ

標準仕様書表9.2.5及び表9.2.6による　(9.2.2)

JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分　○ ＿＿＿＿＿

材料構成による区分　○ Ｒ種　○ Ｎ種

厚さ　○ ＿＿mm以上

(4) 押え金物の材質及び形状寸法 (9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置
○ 適用する　　○ 適用しない

屋根露出防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.3～表9.2.6)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗材	
			種類	使用量
○ D-1			● 遮熱塗料	＊ 製造所の仕様による
○ D-2				
○ D-3				
○ D-4		● 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ保温板 2種1号		○
● DI-1	屋根3,5,6,7,8,9,10,11	● 200 mm		
○ DI-2		○ mm		

(2) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (9.2.2)
標準仕様書表9.2.8による
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　● 屋根防水
材料構成による区分　● Ｒ種　○ Ｎ種
厚さ　● 1.2kg/㎡

(3) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
標準仕様書表9.2.7及び表9.2.8による (9.2.2)
JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○ ＿＿＿＿＿＿
材料構成による区分　○ Ｒ種　○ Ｎ種
厚さ　○ ＿＿mm以上

(4) 押え金物の材質及び形状寸法 (9.2.2)
＊ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び装置数量 (9.2.3)
種類　＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
設置数量　＊ アスファルトルーフィング類の製造所の指定
○ ＿＿＿個

屋内防水 (9.2.2)(9.2.3)(表9.2.9)

(1) 防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
○ E-1		○ E-2	

(2) 保護層 (9.2.3)
○ 設ける　（ ○ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ）
○ 設けない

(3) E-1の工程３を行う場合の部位 (表9.2.9)
＊ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施工 (9.2.4)

(1) 防水層の下地のモルタル塗り (9.2.4)
○ 適用する　（ 施工範囲　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿ ）
○ 適用しない

(2) 防水層の下地、立上りコンクリート打放し仕上げ
＊ 標準仕様書表6.2.4のB種
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 屋根露出防水絶縁断熱工法
ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
＊ 図示
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 保護層等の施工 (9.2.5)
屋上排水溝の設置
○ 設ける（図示） ● 設けない

▷ 2. 改質アスファルトシート防水

該当なし

▷ 3. 合成高分子系ルーフィングシート防水

該当なし

▶ 4. 塗膜防水

(1) 防水層の種別 (9.5.3)(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	施工箇所	仕上塗材		保護層
		種類	使用量	
○ X-1		○	＊ 製造所の仕様による ○	
● X-2	屋根1、庇	● 高耐候性仕上塗料	＊ 製造所の仕様による ○	
○ Y-1	○ 地下街壁防水 ○			
○ Y-2	○ 屋内防水 ○			○ ○

(2) ウレタンゴム系塗膜防水X-1（絶縁工法）の脱気装置の
種類及び装置数量 (9.5.3)
種類 ＊ 主材料の製造所の仕様
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
設置数量 ＊ 主材料の製造所の仕様
○ ＿＿＿個

▶ 5. ケイ酸質系塗布防水

(1) 防水層の下地（壁及び天井） (9.6.4)
＊ コンクリート打放し仕上げ（標準仕様書 表6.2.4のＢ種）
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 下地処理 (9.6.4)
コンクリートの打継箇所の処理
＊ 標準仕様書 9.6.4(2)(ｱ)による
標準仕様書 9.6.4(2)(ｲ)及び(ｳ)以外の下地処理
○ 図示

▶ 6. シーリング

(1) 材料 (9.7.2)
種類及び施工箇所
下表以外は、標準仕様書 表9.7.1による
ただし、外壁タイル接着剤張り目地の場合のシーリングは
11章に、カーテンウォール目地の場合のシーリングは17章
による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外壁開口部周囲	MS-2

仕上げを行わない施工箇所 （ ）

	(2) シーリング材の目地寸法 (9.7.3) ＊ 標準仕様書 9.7.3(1)による ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	(3) 接着性試験 (9.7.5) ＊ 簡易接着性試験　○ 引張接着性試験　○ ＿＿＿＿
▶ 7. その他の防水	種類： 超耐候性鋼板熱溶着工法　施工箇所： 屋根4、各所ﾊｲｻｲﾄﾞﾗｲﾄ
▶ 8. 保証	(1) 防水工事の保証期間　＊ １０年 ○ ＿＿＿年

○ 第１０章　石　工　事　（該当なし）

● 第１１章　タイル工事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 伸縮調整目地及び ひび割れ誘発目地	(1) 位置　＊ 標準仕様書 表11.1.1による (11.1.3) ○ 図示
▶ 2. 見本焼、 試験施工	(1) 見本焼き　● 行う　○ 行わない (11.1.4) (2) 試験張り　● 行う　○ 行わない
▶ 3. セメントモルタル によるタイル張り	(1) タイルの形状、寸法等 (11.2.2)

施行箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無	
屋内床	せっ器質	92　×　92	○	●	○	○	●	●	○	●	○	●	○	●
		×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	(2) 既調合モルタル (11.2.3) ● 既調合モルタルの製造所の仕様による ○
	(3) 下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理方法 (11.2.6) ● 目荒し方法(標準仕様書15.3.4(4)による) ○ ＭＣＲ工法（標準仕様書6.8による） ○
	(4) 壁タイル張りの方法 (表11.2.3) 内外装タイル　○ 密着張り　○ 改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ○ マスク張り　○ モザイクタイル張り
▷ 4. 有機系接着剤による タイル張り	(11.3.2～11.3.4)(11.3.7) 該当なし

● 第１２章　木　工　事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 材料	(1) 木材の含水率 (12.2.1)(表12.2.1)

部位	種　別	
下地材	＊ Ａ種（１５％以下）	○ Ｂ種（２０％以下）
造作材	＊ Ａ種（１５％以下）	○ Ｂ種（１８％以下）

※12.2.1(2)から(6)までで含水率が規定されているものはその規定による。

(2) 材料のホルムアルデヒド放散量等

＊ Ｆ☆☆☆☆

ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装なし

＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤使用　○ ＿＿＿＿＿＿

ホルムアルデヒド放散量非表示で塗装したもの

＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤及び ホルムアルデヒドを放散しない塗料使用　○ ＿＿＿＿＿＿

ホルムアルデヒド放散量非表示で化粧加工したもの

＊ 非ホルムアルデヒド系接着剤及び ホルムアルデヒドを放散しない材料使用　○ ＿＿＿＿＿＿

(3) 製材　(12.2.1)(表12.2.2)

ｱ. JAS 1083（製材）に基づく製材

(ｱ) 下地用製材（JAS 1085-5）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
ベンチ	90×90	＊ ２級　○	A種	防虫処理
小上がり床	90×90	＊ ２級　○		
		＊ ２級　○		

(ｲ) 造作用製材（JAS 1083-2）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
図書室 棚	45×45	● 上小節　○ 小節以上	A種	防虫処理
		○ 上小節　○ 小節以上		
		○ 上小節　○ 小節以上		

(ｳ) 広葉樹製材（JAS 1083-6）

施工箇所	寸法	等級	含水率	保存処理
		＊ １等　○	10%以下	
		＊ １等　○	10%以下	
		＊ １等　○	10%以下	

ｲ. JAS 1083以外による製材

施工箇所	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率
			○ 適用する ○ 適用しない	
			○ 適用する ○ 適用しない	
			○ 適用する ○ 適用しない	

造作材の材面の品質：　＊ Ａ種　○ Ｂ種　(表12.2.2)

代用樹種を使用できない箇所：＿＿＿＿＿＿

ｳ. 針葉樹製材は、ＪＡＳ乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

ｴ. カラマツの使用範囲は、原則として束・母屋・土台・大引きとする。

ｵ. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

(4) 造作用集成材等　(12.2.1)

ｱ. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

(ｱ) 造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	見付材 け面	見付材面の品質
枠、額縁	設計図による	設計図による	t25		＊ 1等 ○ 2等
鴨居、長押	設計図による	設計図による	t25		＊ 1等 ○ 2等
ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ	設計図による	設計図による	t25		＊ 1等 ○ 2等

(ｲ) 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付材け面	見付材面の品質
		化粧薄板： 芯材：				＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等
		化粧薄板： 芯材：				＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等
		化粧薄板： 芯材：				＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等

(5) 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

ｱ. 造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
				＊ 15%以下 ○
				＊ 15%以下 ○
				＊ 15%以下 ○

ｲ. 化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：				＊ 15%以下 ○

(6) 造作用単板積層材 (12.2.1)

ｱ. JAS 0701による造作用単板積層材

(ｱ) 造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法	表面の品質	防虫処理
図書室他家具	面材	t20	● 有り （加工： ● 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し （等級： ）	● 適用する ○ 適用しない
			○ 有り （加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し （等級： ）	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ. JAS 0701以外の造作用単板積層材 (12.2.1)

(ｱ) 造作用単板積層材

施工箇所	寸法	表面の品質	含水率	防虫処理
		○ 有り （加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し （ ）	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り （加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工 ） ○ 無し （ ）	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

(7) 直交集成板 (JAS 3079) (12.2.1)

品名	強度等級	種別	接着性能	樹種	寸法

(8) 合板等

ｱ. 下地用合板 (12.2.1)

(ｱ) 「合板の日本農林規格」の普通合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
図書室他家具		＊ 5.5 ● 24	針葉樹	＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等 ○ 1等 針葉樹 ＊ C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ. 構造用合板 (12.2.1)

(ｱ) 「合板の日本農林規格」の構造用合板・化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ (mm)	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
野地板		＊ 12 ○	＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○	針葉樹		● 適用する ( ) ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない
小上がり床		t24	＊ 1類 ○ 2類 ＊ ※特類	＊ 2級 ○ 1級	＊ C-D ○	針葉樹		● 適用する ( ) ○ 適用しない	○ 適用する ( ) ○ 適用しない

※常時湿潤状態となる場所の接着の程度は特類とする

(ｲ) 天然木化粧合板 (12.2.1)

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	防虫処理	防虫処理
内壁各所	＊ 6.0 ○	＊ 1類 ○ 2類	シナ		

(ｳ) 特殊加工化粧合板 (12.2.1)

施工箇所	品目	厚さ (mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
		＊ 5.5 ○	＊ 1類 ○ 2類		○ ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ○ ﾌﾟﾘﾝﾄ ○ 塗装等	
		＊ 5.5 ○	＊ 1類 ○ 2類			

ｳ. パーティクルボード (JIS A 5908) (12.2.1)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		＊ 13タイプ ○	○ MR1(M) ○ MR2(P)		＊ 15 ○
		＊ 13タイプ ○	○ MR1(M) ○ MR2(P)		＊ 15 ○

ｴ. ミディアムデンシティファイバーボード (MDF) (JIS A 5905)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ	○ P ○ M ○ U		＊ 15 ○

		○ 13タイプ ○ 15タイプ ○ 25タイプ ○ 30タイプ	○ P ○ M ○ U		＊ 15 ○

ｵ. JAS 0360の構造用パネル (12.2.1)

施工箇所	品名	厚さ（mm）

▶ 2. 接合具等

(1) 釘等 (12.2.2)
＊ 隠し釘打ち ○ ＿＿＿＿＿

(2) 諸金物 (12.2.2)
諸金物の形状・寸法・材質
＊ 表12.2.3～12.2.5による
コンクリート埋込部を除き表14.2.2のF種程度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(3) 接合具等の接着剤： (12.2.2)
ホルムアルデヒド放散量： ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿

(4) 木れんがの接着工法に使用する接着剤： (12.2.3)
ホルムアルデヒド放散量： ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿

▶ 3. 防腐・防蟻・防虫処理

(1) 防腐・防蟻処理 (12.3.1)
ｱ. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材
適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ）
ｲ. 工場における薬剤の加圧注入処理等 (12.3.1)

適用部位	保存処理性能区分
	○ K２ ○ K３ ○ K４ ○ ｲﾝｻｲｼﾞﾝｸﾞ
	○ K２ ○ K３ ○ K４ ○ ｲﾝｻｲｼﾞﾝｸﾞ

ｳ. 薬剤の塗布等 (12.3.1)

適用部位	処理の方法
	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○

ｴ. ボード原料接着剤への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ）
ｵ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理
○ 使用する（K３の防虫処理） ○ 使用しない

(2) 防虫処理 (12.3.2)
ラワン材等
● 使用する（K１の防虫処理） ○ 使用しない

▶ 4. 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切り軸組及び床組

(1) 間仕切り軸組に用いる木材 (12.4.1)
＊ 杉又は松 ● トドマツ、カラマツ

(2) 床組に用いる木材
＊ 杉又は松 ● トドマツ、カラマツ
土間スラブ類の場合の土台転ばし大引及び転ばし根太
＊ ひのき又は3節による保存処理木材 ○ ＿＿＿＿＿＿

▶ 5. 窓、出入り口その他

(1) 窓、出入り口その他に用いる木材
＊ 吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居：ひのき
その他：松又は杉

▶ 6. 床板張り

(1) 縁甲板及び上がりがまちに用いる木材
＊ ひのき ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 7. 壁及び天井下地

(1) 木材
＊ 杉又は松 ● トドマツ、カラマツ

● 第１３章　屋根工事及びとい工事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. 長尺金属板葺	該当なし
▷ 2. 折板葺	該当なし
▶ 3. とい	(1) 材料　(13.5.2)(表13.5.1) といの種類　● 配管用鋼管　○ 硬質ポリ塩化ビニル管 ○ ○ 表面処理鋼板 ○ 表面及び裏面の塗膜の種類　(　　) ○ 耐酸被膜鋼板　○ といの受金物 といの受金物の材類、形状、取付け間隔 ＊ 標準仕様書 表13.5.2による　○ ＿＿＿＿ 足金物の材類、形状、取付け間隔 ＊ 標準仕様書 表13.5.2による　○ ＿＿＿＿ ○ 多雪地域の場合の軒どいの取付間隔0.5m以下 ○ 図示 防露材のホルムアルデヒド放散量 ＊ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿ (2) 工法　(13.5.3) ● 鋼管製といの場合の防露巻きの工法 ● 標準仕様書 13.5.4による　○ ＿＿＿＿
▶ 4. ルーフドレイン	JCW 301 によるルーフドレインの種類及び呼び　(13.5.2)

種類		呼び	施行箇所
● ろく屋根用たて形Ｉ型	ねじ込み式	● 100	屋根各所
○ ろく屋根用横形Ｉ型	ねじ込み式	○	
○ バルコニー中継用	○ ねじ込み式 ○ 差し込み式	○	
○ バルコニー用	○ ねじ込み式 ○ 差し込み式	○	
○		○	

○ 第１４章　金　属　工　事

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. アルミニウム及び アルミニウム合金の 表面処理	(1) 表面処理　(14.2.1)(表14.2.1)

種別	施行箇所（成型板、笠木、建具以外）	色合い等
○ AB-1種		
○ AB-2種		
○ AC-1種		
○ AC-2種		
○ BA-1種		
○ BA-2種		
○ BB-1種		
● BB-2種	外部建具の水切り	ブラック
○ BC-1種		
○ BC-2種		
○ C種		

○ 常温乾燥形の塗装の場合　(　　)

(2) 陽極酸化皮膜による着色方法

＊ 二次電解着色　○ 三次電解着色

▶ 2. 鉄鋼の亜鉛めっき

(1) 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.2)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施行箇所（手すり、タラップ以外）
溶融亜鉛めっき	● Ａ種	棟2 ハイサイドライト受け鉄骨梁、屋上機械架台
	○ Ｂ種	
	○ Ｃ種	
電気亜鉛めっき	○ Ｄ種	
	○ Ｅ種	
	○ Ｆ種	

▶ 3. 軽量鉄骨天井下地

(1) 野縁等の種類 (14.4.2)(表14.4.1)

屋外 ＊ 25型 ○ 19型

屋内 ＊ 19型 ○ 25型

● 屋外の場合の形式及び寸法 (14.4.3)

野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離

● 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

野縁の間隔

○ 図示 ● 標示14.4.2による

断熱インサート

床及び壁等で内部断熱を施した面の、内面アンカーに使用

(2) 工法 (14.4.4)

● つりボルトの間隔が900mmを超える場合

補強方法 ○ 図示 ● 標示14.4.4(2)による

● 天井のふところが3.0mを超える場合

補強方法 ● 図示 ● 天井ふところ内にぶどう棚を設け天井材を支持する

● 天井下地材における耐震性を考慮した補強

補強箇所、補強方法 ● 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

● 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強

補強箇所、補強方法 ● 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

▶ 4. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナ等の種類 (14.5.3)

＊ 標準仕様書 表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類

○ 図示

(2) スタッドの高さが5.0mを超える場合

○ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

(3) 出入口及びこれらに準ずる開口部の補強 (14.5.4)

＊ 標準仕様書 14.5.4(5)による ○ 図示

▷ 5. 金属成形板張り

該当なし

▶ 6. アルミニウム製笠木

(1) 部材の種類 (14.7.2)(表14.7.1)

○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ● 設計図による

(2) 表面処理 種別 (BA-1) 種 (14.7.2)(表14.2.1)

色合等 ● 標準色 (シルバー)

○ 特注色 (＿＿＿＿＿＿)

(3) 笠木の固定金具の工法等

建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法

● 図示 ○

● 第１５章　左　官　工　事

項　　目	特　　記　　事　　項
▷ 1. ラス系下地	該当なし
▶ 2. せっこうボード、その他のボード下地	(1) 材料 (15.2.5) せっこうボード、せっこうラスボード及び木質系セメント板の種類及び厚さ せっこうボード　種類　(GB-S)　厚さ　(12.5 mm) せっこうラスボード　種類　(　)　厚さ　(　mm) 木質系セメント板　種類　(　)　厚さ　(　mm)
▷ 3. こまい下地	(1) 建築基準法に基づく耐力壁の指定　○ なし　○ あり (15.2.6)
▷ 4. 木ずり下地	(1) 材料 (15.2.7) 木ずり用小幅板の材種　＊ 杉（心去り材）　○ ＿＿＿
▶ 5. モルタル塗り	(1) モルタル　● 現場調合材料　○ 既調合材料 (15.3.2) (2) 既製目地材 (15.3.2) ○ 設ける　施行箇所　(　＿＿＿＿＿＿　) 形状　(　○ 図示　○ ＿＿＿＿＿　) ● 設けない (3) 床の目地 ● 設ける　目地幅　＊ 2㎡程度（最大目地間隔3m程度） ○ ＿＿＿＿＿＿ 種類　＊ 押し目地　○ ＿＿＿＿＿＿ ○ 設けない (4) 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 (15.3.5) ○ 行う　● 行わない
▶ 6. 仕上塗材仕上げ	(1) 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (15.6.2) ＊ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿＿＿ (2) 材料 (15.6.2) ● 薄付け仕上塗材 (表15.6.1)(その1)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 可とう形外装薄塗材Si	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
● 外装薄塗材E	● 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状 ○ 着色骨材砂壁状	○ 吹付け ○ こて塗り ● ローラー塗り		● 適用する ○ 適用しない
○ 可とう形外装薄塗材E	○ 砂壁状 ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 防水形外装薄塗材E	○ ゆず肌状 ○ さざ波状 ○ 凹凸状	○ 吹付け ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装薄塗材S	○ 砂壁状	○ 吹付け		○ 適用する ○ 適用しない

○ 内装薄塗材C ○ 内装薄塗材L	○ 凹凸状 ○ 平たん状 ○ ゆず肌状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装薄塗材Si ● 内装薄塗材E	● 砂壁状じゅらく ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ さざ波状	○ 吹付け ○ こて塗り ● ローラー塗り	● 適用する ○ 適用しない	● 適用する ○ 適用しない
○ 内装薄塗材W	○ 京壁状じゅらく ○ ゆず肌状 ○ 平たん状 ○ 凹凸状	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

○ 厚付け仕上塗材 (表15.6.1)(その2)

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 外装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 外装厚塗材Si ○ 外装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り		○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材C	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ 吹付け ○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材L	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材G	○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし ○ かき落とし	○ こて塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない
○ 内装厚塗材Si ○ 内装厚塗材E	○ 吹放し ○ 凸部処理 ○ 平たん状 ○ 凹凸状 ○ ひき起こし	○ 吹付け ○ こて塗り ○ ローラー塗り	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ○ 適用しない

外装厚塗材Cにおける上塗材がセメントスタッコ以外の場合

(_____)

外装厚塗材Si、外装厚塗材Eにおける上塗材の適用

○ 適用する　　○ 適用しない

● 複層仕上塗材 (表15.6.1)(その3)

● 軽量骨材仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	吸放湿性	防火材料
○ 複層塗材CE ○ 複層塗材RE ● 複層塗材Si	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ● ゆず肌状	● 吹付け ○ ローラー塗り	● 耐候形3種 ○	● 適用する ○ 適用しない

○ 複層塗材E					
○ 可とう形複層塗材CE	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー塗り	○ 耐候形3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 防水形複層塗材CE ○ 防水形複層塗材RE ○ 防水形複層塗材E	○ 凸部処理 ○ 凹凸状 ○ ゆず肌状	○ 吹付け ○ ローラー塗り	○ 耐候形3種 ○	○ 適用する ○ 適用しない
○ 吹付用軽量塗材	○ 砂壁状	○ 吹付け		○ 適用する ○ 適用しない
○ こて塗用軽量塗材	○ 平たん状	○ こて塗り		○ 適用する ○ 適用しない

複層仕上げ塗材の上塗材 (15.6.2)(表15.6.2)

樹脂 ● アクリル系 ○ シリカ系 ○ ポリウレタン系
○ アクリルシリコン系 ○ ふっ素系

外観 ● つやあり ○ つやなし ○ メタリック

溶媒 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系 ● 水系

▷ 7. マスチック塗材塗り　該当なし

▷ 8. しっくい塗り　該当なし

▷ 9. こまい壁塗り　該当なし

▶ 10. ロックウール吹付け

(1) ロックウールのホルムアルデヒド放散量 (15.12.2)
＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量
＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(3) 仕上げ吹付け厚さ(mm) (15.12.3)
＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

● 第１６章 建 具 工 事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 防火戸	(1) 防火戸の適用： (16.1.3) ● 適用する 適用箇所（ ＊ 建具表による ○ ＿＿＿＿＿＿） ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (16.1.3) ＊ 建具表による ○ ＿＿＿＿＿＿
▶ 2. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作： ＊ 行わない (16.1.4) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組： ＊ 実施しない (16.1.4) ○ 実施する
▶ 3. 防犯建物部品	(1) 防犯建物部品： ＊ 適用する (16.1.6) ○ 適用しない
▶ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級等 (16.2.1～5) （コンクリート系下地及び鉄骨下地） (表16.2.1)

種 別	＊ A種	● B種	○ C種
枠の見込み寸法（mm）	＊ ７０	● １００	１００
耐 風 圧 性	S－４	S－５	S－６
気 密 性	A－３		A－４
水 密 性	W－４		W－５

（木下地）　（表16.2.2）

種　　別	＊　Ｄ種	●　Ｅ種
枠の見込み寸法（mm）	＊　７０	●　１００
耐　風　圧　性	Ｓ－２	Ｓ－３
気　　密　　性	Ａ－３	
水　　密　　性	Ｗ－３	

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の
遮音性の等級　（ ● T4 ）
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の
断熱性の等級　（ ● H-4 ）

(4)　アルミニウムの表面処理　(16.2.4)
外部に面する建具　(表14.2.1)
種別　○ BB-1種　● BB-2種
着色　● 標準色　○ 特注色
（ ● ブラウン系　○ ブラック　○ ステンカラー ）
屋内の建具　(表14.2.1)
種別　○ BC-1種　● BC-2種
着色　● 標準色　○ 特注色
（ ○ ブラウン系　● ブラック　○ ステンカラー ）
(5) ステンレス鋼板の種類　(16.2.3)(16.6.3)
＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○
(6) ステンレス製くつづりの仕上げ　(16.2.4)(16.4.4)
＊ HL　○
(7) 結露水の処理方法　＊ 図示　● 結露受　(16.2.4)
(8) 水切り板、ぜん板等　＊ 図示　○ ＿＿＿＿　(16.2.5)
(9) 木下地の内付け建具　(16.2.5)
＊ 適用する（建具の製造所の仕様）　○ 適用しない

▶　5. 網戸

(1) 防虫網の材質　(16.2.3)
＊ 合成樹脂製
○ ガラス繊維入り合成樹脂製　○ ステンレス製（SUS316）
線径　＊ 0.25mm以上　○　mm以上
網目　＊ 16～18メッシュ　○　メッシュ

▶　6. 樹脂製建具
（アルミ樹脂複合サッシ）

(1) 外部に面する建具の性能等級等　(16.3.2)
（コンクリート系下地及び鉄骨下地）　(表16.3.1)

種　　別	○　Ａ種	●　Ｂ種	○　Ｃ種
耐　風　圧　性	Ｓ－４	Ｓ－５	Ｓ－６
気　　密　　性	Ａ－４		
水　　密　　性	Ｗ－４	Ｗ－５	

（木下地）　(表16.3.2)

種　　別	○　Ｄ種	●　Ｅ種
耐　風　圧　性	Ｓ－２	Ｓ－３
気　　密　　性	Ａ－４	
水　　密　　性	Ｗ－４	

(2) 枠の見込み寸法：　＊ 建具表による　○ 100　(16.3.4)
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　(16.3.2)
○ Ｔ－１　○ Ｔ－２
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級
＊ 外部に面する建具の断熱性の等級　(表16.3.3)
● 適用する　（ ● Ｈ－４　○ Ｈ－５　○ Ｈ－６）
○ Ｈ－７　○ Ｈ－８）
○ 適用しない
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

(5) ガラス：　＊ 複層ガラス　○ 単板ガラス　○ 三重ガラス　(16.3.3)
(6) 表面色：　● 標準色（白）　○ 特注色　(16.3.4)
(7) 水切り板、ぜん板等　＊ 図示　○ ＿＿＿＿　(16.2.5)
(8) 木下地の内付け建具　(16.3.5) (16.2.5)
● 適用する（建具の製造所の仕様）　○ 適用しない
(9) 外部に面する建具の日射熱取得性の等級　(16.3.2)
○ Ｎ－１　○ Ｎ－２　○ Ｎ－３

▶ 7. 鋼製建具

(1) 簡易気密型ドアセットの気密性等級、水密性等級　(16.4.2)
● 標準仕様書表16.4.1による　○ 建具表による
(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級　(表16.2.1)
○ Ｓ－４　● Ｓ－５　○ Ｓ－６
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合　(16.2.2)
遮音性の等級　（ ● T3 ）
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合　(16.2.2)
断熱性の等級　（ ● ）
(5) 耐震ドアとする場合　(16.4.2)
面内変形追随性の等級　（ ○ ）
(6) ステンレス鋼板の種類　(16.4.3) (16.6.3)
＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○
(7) 点検口の類のくつづりの材料　● スチール t1.6　(16.4.3)
(8) 鋼板の厚さ　＊ 標準仕様書16.4.4表16.4.2による　(16.4.4)
● 図示
(9) ステンレス製のくつづりの仕上げ　＊ HL　○　(16.4.4)
(10) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による)　(16.4.6)
● 適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による）

▶ 8. 鋼製軽量建具

(1) 簡易気密型ドアセット　○ Ａ－３　(16.5.2)
● 建具表による
(2) 防音ドア、防音サッシとする場合　(16.2.2)
遮音性の等級　（ ○ ）
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合　(16.2.2)
断熱性の等級　（ ○ ）
(4) 耐震ドアとする場合　(16.5.2)
面内変形追随性の等級　（ ○ ）
(5) 戸の鋼板　(16.5.3)
○ 亜鉛めっき鋼板　○ ビニル被覆鋼板
● カラー鋼板　○ ステンレス鋼板
(6) 召合わせ、縦小口包み板等の材質　(16.5.3)
○ ステンレス鋼板　＊ 鋼板　○ アルミニウム合金
(7) 鋼板類の厚さ　(16.5.4)
＊ 標準仕様書16.5.4表16.5.1による
○ 図示
(8) ステンレス製のくつづりの仕上げ　(16.5.4) (16.4.4)
＊ HL　○
(9) 標準型鋼製建具の有効内法寸法(表16.4.5による)　(16.5.6)
● 適用する（建具符号、形式及び寸法は建具表による）

▷ 9. ステンレス製建具

(1) 性能値等（建具符号は建具表による）　(16.6.2)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級
＊ 建具表による　○
(2) 外部に面する建具の耐風圧性の等級　(表16.2.1)
○ Ｓ－４　○ Ｓ－５　○ Ｓ－６
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合
遮音性の等級　（ ○ ）

(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合
断熱性の等級　（ ○　　）
(5) 耐震ドアとする場合　(16.4.2)
面内変形追随性の等級　（ ○　　）
(6) ステンレス鋼板の種類　(16.6.3)
＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
(7) 表面仕上げ　＊ ＨＬ　○　(16.6.4)
(8) ステンレス製のくつづりの仕上げ　(16.5.4)(16.4.4)
＊ HL　○
(9) 曲げ加工　＊ 普通曲げ　○ 角出し曲げ　(16.6.5)

▶ 10. 木製建具

(1) 建具材の加工、組立時の含水率　(16.7.2)(表16.7.1)
＊ Ａ種　○ Ｂ種
(2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量　(16.7.2)
＊ Ｆ☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿＿
(3) 枠及びくつずりの材料　(16.7.2)
● 建具表による　○
● フラッシュ戸　(16.7.2)(表16.7.2)
表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等
○ 普通合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質 ＊ 広葉樹１等　○
● 天然木化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ（ＭＤＦ）	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 接着剤による区分（　　） 難燃性による区分（　　）

表面材の材料のホルムアルデヒド放散量
＊ 標準仕様書16.7.2(2)(ｲ)(a)による　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
表面板の厚さ　(16.7.3)
＊ 標準仕様書表16.7.6による　○
引戸の定規縁　(16.7.4)
● 召し合せかまちをいんろう付きとする
● かまち戸　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)
かまち樹種（ シナ　　）　鏡板樹種　（　　）
見込み寸法　＊ 36mm　○ 建具表による　○
● ふすま　(16.7.2)(表16.7.3)(16.7.3)
(表16.7.7)(16.7.4)(表16.7.10)
種別、工法
下張り　○ Ⅰ型　○ Ⅱ型
上張り,縁仕上 ○ 鳥の子　○ 新鳥の子又はビニル紙程度
○ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　＊ 19.5mm　○ 建具表による　○
○ 戸ふすま　(16.7.2)(16.7.3)(表16.7.7)(16.7.4)
表面材の種類、品質等　（　　）
見込み寸法　＊ 30mm　○ 建具表による　○
● 紙張り障子　(16.7.3)(表16.7.7)
見込み寸法　＊ 30mm　○ 建具表による　○

▶ 11. 建具用金物

(1) 取付け施工 (16.8.3)
取っ手類の取付け高さは、床仕上げ面からの高さとし、図示その他指示のない場合は、建具製造所の仕様による。

(2) 金物の種類・見え掛り部の材質等 (16.8.2)
＊ 標準仕様書 表16.8.1及び適用（備考欄の特記事項も含め）は、建具表による ○ ＿＿＿＿

(3) 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.2による ○ ＿＿＿＿

(4) 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.3による ○ ＿＿＿＿

(5) 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
＊ 標準仕様書 表16.8.4による ○ ＿＿＿＿

(6) 木製建具に使用する戸車及びレール
＊ 標準仕様書 表16.8.5による ○ ＿＿＿＿

(7) マスターキー ● 製作する ＊ 製作しない (16.8.4)
○ 既存のマスターキーに合わせる

(8) 鍵： ＊ ３本１組 ○ ＿＿＿＿ (16.8.4)

(9) 鍵箱： ○ 無し ● 有り (16.8.4)

(10) 建具表で指示のない建具金物は１６章８節による。

▷ 12. 自動ドア開閉装置

(1) 引き戸用駆動装置の性能 (16.9.2)(表16.9.1)
○ ＳＳＬＤ－１ ○ ＳＳＬＤ－２
○ ＤＳＬＤ－１ ○ ＤＳＬＤ－２
防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない

(2) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能
＊ 標準仕様書16.9.2表16.9.2による ○ ＿＿＿＿
防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない

(3) 開閉方法は、建具表による。 (16.9.2)

(4) 検出装置の性能 (16.9.2)
＊ 表16.9.3による ○

(5) 戸の開閉方式
＊ 図示 ○

(6) 引き戸用検出装置の種類 (表16.9.4)
○ 光線（反射）センサー ○ 熱線センサー
○ 音波センサー ○ 光電センサー
○ 電波センサー
○ タッチスイッチ
（ ○ 無線式タッチスイッチ ○ 光電式タッチスイッチ ）
○ 押しボタンスイッチ
○ 車椅子使用者便房スイッチ
（ ○ 大形(開・閉)押しボタンスイッチ ○ 非接触スイッチ ）

(7) 凍結防止措置 (16.9.2)
○ 適用する ○ 適用しない

▶ 13. 自閉式上吊り引戸装置

(1) 性能等
＊ 標準仕様書16.10.3表16.10.1による。
○ 図示

▶ 14. 重量シャッター

(1) シャッターの種類 (16.11.2)
○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター
● 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター

(2) 耐風圧強度 (16.11.2)
管理用シャッター ＿＿＿＿pa
外壁用防火シャッター ＿＿＿＿pa

(3) シャッターケース（管理用シャッター） (16.11.2)
○ 設ける ○ 設けない

(4) 開閉方式　＊ 電動式（手動併用）　(16.11.2)(表16.11.1)
● 手動式

(5) 安全装置
急降下制動装置又は急降下停止装置、
障害物感知装置、危険防止機構の設置個所
● 図示　○

(6) 注意喚起装置　● 音声発生装置　○ 注意灯の設置
○ シャッターへの危険表示
○ シャッターの下降位置の表示

(7) 吹雪止め　吹き込み防止用サイドシール（３方）を設置

(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量　(16.11.3)
種類　● JIS G 3302　○ JIS G 3312
付着量　＊ Z12又はF12　○ ＿＿＿＿＿

(9) ステンレス鋼板　(16.11.3)(16.6.3)
＊ SUS304,SUS430JIL,SUS443J1　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

▷ 15. 軽量シャッター　該当なし

▷ 16. オーバーヘッドドア　該当なし

▶ 17. ガラス

(1) 板ガラス　(16.14.2)
ｱ. 標準仕様書の規定による品質・規格を満たす材料とする。
ｲ. ガラスの種類及び厚さは建具表による。

(2) ガラス留め材（防火戸以外）　(16.14.2)

該当	建具の種類	材　種
●	アルミニウム製建具	＊ シーリング材　○ 建築用ｶﾞｽｹｯﾄ
●	鋼　製　建　具	＊ シーリング材
○	ステンレス製建具	＊ シーリング材
●	鋼製軽量建具	＊ シーリング材
●	木　製　建　具	＊ 押縁
●	樹脂製建具	＊ 建築用ｶﾞｽｹｯﾄ

(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ　(16.14.3)(図16.14.1)
＊ 建具の製造所の仕様による　○

▷ 18. ガラスブロック積み　該当なし

● 第１７章　カーテンウォール

項　目	特　記　事　項
▶ 1. カーテンウォールの性能	(1) 性能　(17.1.3)
▶ 2. メタルカーテンウォール	(1) 金属材料の種類：　○ アルミニウム製　(17.2.2) ● 鋼製　○ ステンレス製 (2) シーリング材、構造ガスケット、断熱材は図示 (3) 製品の見え掛かり部分の仕上げは図示 (4) ガラス溝の寸法、形状等はカーテンウォール製造所の仕様による (5) 主要部材、躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差は表17.2. 2及び表17.2.3による

● 耐風圧性	○ Ｓ－４	● Ｓ－５	○ Ｓ－６
○ 耐火性(時間)	○ ３０分	○ １時間	
● 耐震性	水平方向（　　）	鉛直方向（　　）	
● 耐温度差性(℃)	○ ６０	● ７０	○ ８０
＊ 水密性	● Ｗ－４	○ Ｗ－５	
○ 遮音性	○		
＊ 気密性	○ Ａ－３	● Ａ－４	
● 断熱性（㎡h℃/kcal）	○		

▷ 3. ＰＣカーテンウォール	該当なし

● 第１８章　塗　装　工　事

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量：　(18.1.3) ＊ Ｆ☆☆☆☆　　○ 規制対象外 (2) 防火材料：　(18.1.3) ＊ 防火材料の指定は図面による ○
▶ 2. 素地ごしらえ	種別　(18.2.2～18.2.7)(表18.2.1～表18.2.7)

下地面等		種　別
木部	不透明塗装塗りの場合	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	透明塗りの場合	＊ Ｂ種　○ Ａ種
鉄鋼面	耐候性塗料塗り（DP）の場合	＊ Ｂ種　○ Ａ種 ○ Ｃ種
	上記以外の場合	＊ Ｃ種　○ Ａ種 ○ Ｂ種
亜鉛めっき鋼面		○ Ａ種　○ Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
コンクリート面（DP）の場合		＊ Ａ種　○ Ｂ種
押出成形セメント板面		＊ Ｂ種　○ Ａ種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	＊ Ｂ種　○ Ａ種

▶ 3. 錆止め塗装塗り　種別　(18.3.2)(18.3.3)(表18.3.1～表18.3.4)

下地面等			錆止め塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	見え係り部分	SOP	Ａ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
		DP	1回目Ｃ種 2,3回目Ｄ種	標準仕様書 表18.3.4
		EP-G	＊ B種　○ A種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	見え隠れ部分	SOP	Ａ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
		DP	1回目Ｃ種 2,3回目Ｄ種	標準仕様書 表18.3.4
		EP-G	＊ B種　○ A種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具等	SOP	＊ A種　○ B種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
		DP	Ｂ種	標準仕様書 表18.3.6
		EP-G	Ｃ種	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	鋼製建具以外	SOP	＊ B種　○ A種	＊ Ｂ種　○ Ａ種
		DP	Ｂ種	標準仕様書 表18.3.6
		EP-G	Ｃ種	＊ Ｂ種　○ Ａ種

▶ 4. 塗料　種別　(18.4.1～18.12.2)(表18.4.1～表18.12.1)

塗装		種　別
合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）	木部屋外	＊ Ａ種　○ Ｂ種
	木部屋内	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	鉄鋼面	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.4.3
クリアラッカー塗り（OSUC）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
アクリル樹脂系非水分散型塗装塗り（NAD）		＊ Ｂ種　○ Ａ種

耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面	標準仕様書 表18.7.1
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.7.2
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○ Ａ種　○ Ｂ種 ○ Ｃ種
つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面等	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	木部	標準仕様書 表18.8.2
	屋内の鉄鋼面	＊ Ｂ種　○ Ａ種
	亜鉛めっき鋼面	標準仕様書 表18.8.4
合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		＊ Ｂ種　○ Ａ種
ステイン塗り	ピグメントステイン塗り	－
	オイルステイン塗り（OS）	－
木材保護塗料塗り（WP）	屋外	＊ Ｂ種　○ Ａ種

塗料の種類等　（表18.5.1）

・ クリアラッカー塗り（CL）
　種別がＡ種の場合における、標準仕様書 表18.5.1の工程2
　・ 塗料の種類（　　）

・ 耐候性塗料塗り（DP）　（表18.7.2）
　上塗り塗装の等級　鉄鋼面　（　　）級
　亜鉛めっき鋼面（　　）級

・ ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）　（表18.10.1）
　標準仕様書 表8.10.1の工程の着色　● 着色する

・ オイルステイン塗り（OS）の仕様　（表18.11.2）
　＊ 図示による　○

● 第１９章　内　装　工　事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. ビニル床シート張り	ビニル床シート（JIS A 5705）　（19.2.2）

施工部位	種　類	色柄	厚さ（mm）	工　法
教室、廊下他	＊ ＦＳ ○	● ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	＊ 2.0 ○	○ 突付け ＊ 熱溶接
	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	＊ 2.0 ○	○ 突付け ＊ 熱溶接
	○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	＊ 2.0 ○	○ 突付け ＊ 熱溶接

▶ 2. ビニル床タイル張り　ビニル床タイル（JIS A 5705）　（19.2.2）

施工部位	種　類	色柄	寸法	厚さ（mm）
倉庫系諸室	＊ ＫＴ ○	● ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ		○ 2.5 ＊ 2.0
	＊ ＫＴ ○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ		○ 2.5 ＊ 2.0
	＊ ＫＴ ○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ		○ 2.5 ＊ 2.0

▶ 3. 特殊機能床材　(1) 帯電防止床シート、帯電防止床タイル　（19.2.2）

施工部位	種　類	性　能	厚さ等（mm）
	帯電防止床シート	体積抵抗値（　　）Ω以下	

	帯電防止床タイル		
理科室、保健室	耐薬床シート		2.0

(2) 視覚障害者用床タイル (19.2.2)

区分	施工部位	種　　類	寸　法（mm）
屋外	正面玄関前	○ 塩化ビニル系 ● レジンコンクリート系 ○ 磁器質タイル	○ 300×300 ○
屋内	階段下り口	● 塩化ビニル系 ○ 磁器質タイル	● 300×300 ○

※　色は周囲の床材と識別しやすいものとする。

(3) 耐動荷重性床シート (19.2.2)

施工部位	種類	厚さ（mm）	備考

(4) 防滑性床シート、防滑性床タイル (19.2.2)

施工部位	種　　類	厚さ（mm）
給食厨房	防滑性ビニル床シート	2.0

(5) ビニル幅木： (19.2.2)

厚さ（mm）　＊ 1.5以上　○ ＿＿＿＿

高さ（mm）　＊ 60　○ ＿＿＿＿

(6) ゴム床タイル： (19.2.2)

種類　○ ＿＿＿＿　色柄　○ ＿＿＿＿

厚さ（mm）　○ ＿＿＿＿　寸法　○ ＿＿＿＿

(7) 接着剤： (19.2.2)(表19.2.1)

ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所

種別　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

施工箇所　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

(8) ゴム床タイル用接着剤： (19.2.2)(表9.2.2)

ホルムアルデヒド放散量　＊ F☆☆☆☆　○ 規制対象外

施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別と施工箇所

種別　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

施工箇所　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 4. 工法

(1) 標準仕様書19.2.3以外の下地工法 (19.2.3)

○ 図示　○

▶ 5. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん (19.3.2)(表19.3.1)(表19.3.2)

該当	種　別	織り方	パイルの形状	帯電性
○	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種	○ ｳｨﾙﾄﾝ ○ ﾀﾞﾌﾞﾙﾌｪｰｽ ○ ｱｷｽｲﾝｽﾀｰ	○ ループ ○ カット ○ 併用	○ 適用する （性能： ＊ 人体帯電圧3kv以下 ○ ○ 適用しない

(2) タフテッドカーペット (19.3.2)(表19.3.2)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工　　法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する （性能： ＊ 人体耐電圧3kV以下 ○ ○ 適用しない	○ ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ ＊ 全面接着

(3) タイルカーペット (19.3.2)(表19.3.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
●	＊ 第一種 ○ 第二種	＊ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 500mm角 ○	＊ 6.5mm ○

(4) 下敷き材： ＊ 第２種２号 ○ ＿＿＿＿＿＿ (19.3.2)
＊ 呼び厚さ8mm ○ ＿＿＿＿＿＿

(5) 見切り、押さえ金物の材質、種類、形状：図示 (19.3.2)

(6) 接着剤： (19.3.2)
ホルムアルデヒド放散量 ＊ Ｆ☆☆☆☆ ○ 規制対象外

(7) 織りじゅうたんの接合方法 (19.3.3)
＊ ヒートボンド工法 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方： (19.3.3)
平場 ＊ 市松敷き ○ 模様流し ○ ＿＿＿＿
階段部分 ＊ 模様流し ○ 市松敷き ○ ＿＿＿＿
＿＿＿＿

▷ 6. 合成樹脂塗床

該当なし

▶ 7. フローリング張り

(1) ○ 適用しない (19.5.5)
● 適用する
○ フローリングボード（直張用） (表19.5.5)
樹種： ＊ なら ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿
● 複合フローリング（直張用） (表19.5.6)
種別： ● Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種
樹種： ＊ なら ○ さくら ○ ひのき、まつ ● カバ
○ フローリングブロック
樹種： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
厚さ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
幅： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
長さ： ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) フローリング裏面の不陸緩和材 (19.5.5)
＊ 合成樹脂発泡シート
○

(3) 特殊フローリング

品　　名	表面材の材種	仕上げ塗装
● 屋内体育館ｱﾘｰﾅ床(JIS A 6519)	＊ なら ○	
○ 柔剣道場の床(JIS A 6519)	＊ なら ○	

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (19.5.2)
＊ Ｆ☆☆☆☆・接着剤等不使用 ○

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の緩衝材： (19.5.5)
＊ 合成樹脂発泡シート ○
フローリングブロック

樹種	厚さ	大きさ	適用

▶ 8. 畳敷き

(1) 普通畳の種別 (19.6.2)(表19.6.1)
○ Ａ種 ● Ｂ種 ○ Ｃ種 ＊ Ｄ種
Ｄ種の場合の畳床 ○ KT－Ⅰ ○ KT－Ⅱ ＊ KT－Ⅲ
○ KT－Ｋ ○ KT－Ｎ

(2) 柔道畳
畳床は、JIS A 5901（畳床）の２級品とし、畳表は、柔道用レザー表地（裏地ビニロン使用）とする。

▶ 9. せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り

(1) せっこうボード及びその他のボードの種類、厚さ等
＊ 図示　　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

7. ホルムアルデヒド放散量：
＊ Ｆ☆☆☆☆　　○ 規制対象外

(2) せっこうボードの目地工法：　＊ 突付け工法　　(19.7.3)
○ 継目処理工法
○ 目透し工法

▶ 10. 合板張り

(1) 普通合板は、「合板の日本農林規格」の規格品で、板面の品質は１・２等込みとし、難燃合板及び特殊合板は、それぞれ「難燃合板の日本農林規格」及び「特殊合板の日本農林規格」の規格品とする。

(2) 19.7.2(1)にかかわらず、防火材料の認定品の使用は指定のあったときとする。

(3) 下地の種類：図示　　(19.7.3)

(4) 普通合板の種類等　　(19.7.2)

表板の樹種	板面の品質	処理	厚さ（mm）
生地、透明塗料塗り ＊ ラワン程度 ○ 不透明塗料塗り ＊ しな程度 ○	○	○ 防虫処理	○

(5) 天然木化粧合板の規格　　(19.7.2)

化粧板の樹種	処理	厚さ（mm）
● シナ	○ 防虫処理	● 6.0

(6) 特殊加工化粧合板の規格　　(19.7.2)

化粧加工の方法	表面性能	処理	厚さ（mm）
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等	○	○ 防虫処理	○

(7) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量：　　(19.7.2)

＊ Ｆ☆☆☆☆　　○ 規制対象外

(8) 合板の張付けの種別：　＊ Ｂ種　○ Ａ種　　(表19.7.3)

▷ 11. 壁紙張り

該当なし

▶ 12. 断熱・防露

(1) 共通事項　　ノンフロン仕様とする。　　(19.9.2)

(2) 硬質ウレタンフォーム保温板他

施工部位	材　料　の　種　別	材料の類別及び品質
基礎断熱 土間下敷込	＊ (JIS A 9521)ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ● (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS） ○	＊ １号 ○ ３種ｂ（表皮付き） ○
屋根外断熱	＊ (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム保温板（XPS）	＊ ３種ｂ（表皮付き）

	● 硬質ウレタンフォーム保温板	
外壁・天井	＊ (JIS A 9521)ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（EPS） ○ (JIS A 9521)押出法ポリスチレンフォーム断熱材（XPS） ○ (JIS A 9521)硬質ウレタンフォーム断熱材（PUF） ○ (JIS A 9521)フェノールフォーム断熱材（PF）	● ２号 ○ 種 号
	○	○

☆ フェノールフォーム断熱材及び張付用断熱材の接着剤
ホルムアルデヒド放散量： ＊ Ｆ☆☆☆☆ ○ 規制対象外

※ 施工部位及び部位毎の厚さについては図面による。図面特記がない場合の各部位の厚さは、押出法ポリスチレンフォーム保温板２種ｂで下表の数値以上とし、他のものは、これと同等以上の断熱効果（熱伝導率0.034以下）を有する厚さとする。

地 区	道南・道央	道北・道東	施 工 範 囲
外気に接する床	＊ ５０ ○	＊ ５０ ○	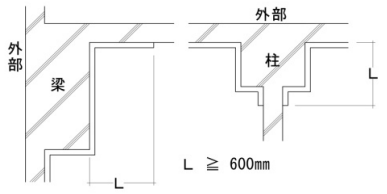
外気に接しない床	＊ ３０ ○	＊ ３０ ○	
外 壁 面	＊ ３０ ○	＊ ４０ ○	
最上階スラブ下端	＊ ４０ ○	＊ ５０ ○	

(3) 吹付硬質ウレタンフォーム

ｱ. 外壁面の開口周辺部には、開口部枠材と外壁面保温板の隙間にウレタンフォームを吹付け、その厚さは、外壁面保温板と同等以上の断熱性能を有するものとする。

ｲ. 外壁面のフォームタイの露出部分には、結露防止のためウレタンフォームを吹付ける。

ｳ. 板状断熱材を打込んだ場合で、断熱材の継目にコンクリート「のろ」が流出したり、隙間が生じた場合は、Ｖカットのうえ発泡ウレタン処理をする。

(4) グラスウール断熱材は、JIS A 9521（建築用断熱材）の規格品とする。
密度 ＊ 高性能16Kg/㎥ ○ ＿＿＿Kg/㎥

(5) ロックウール保温材は、JIS A 9504（ロックウール保温材）またはJIS A9521(建築用断熱材)の規格品とし、密度は、保温板80Kg/㎥フエルト及びマット 40Kg/㎥とする。

(6) ブローイング工法は、JIS A 9523（吹込み用グラスウール断熱材）JIS A 9524(吹込み用ロックウール断熱材）又は JIS A 9525（吹込み用セルロースファイバー断熱材）による。

●	第２０章	ユニット及びその他工事

項　　目	特　　記　　事　　項

▶ 1. ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ

(1) 仕様 (20.2.2)

施工箇所	寸法	高さ	耐震性能	所定荷重	帯電防止性能	漏えい抵抗
	● 500×500		● 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ● 5,000N	● U値(ｸﾗｽ1) ○ U値(ｸﾗｽ2)	○ R≧1×10Ω6 ○
	○ 500×500		○ 1.0G ○ 0.6G	○ 3,000N ○ 5,000N	○ U値(ｸﾗｽ1) ○ U値(ｸﾗｽ2)	○ R≧1×10Ω6 ○

(2) 性能 (20.2.2)

＊ 標準仕様書20.2.2による　　○ 図示

(3) 寸法精度 (20.2.2)

＊ 標準仕様書20.2.2による　　○ 図示

2. 可動間仕切

(1) 仕様 (20.2.3)

▷

構造形式	表面材質	パネル表面仕上げ	遮音性能	不燃材料の認定
○ スタッド式（内蔵） ○ スタッド式（露出） ○ パネル式 ○ スタッドパネル式	○ 鋼板	○ ﾒﾗﾐﾝ樹脂塗料又は ｱｸﾘﾙ樹脂塗料焼付 ○	○ 0 ○ 12 ○ 20 ○ 28 ○ 36	○ あり ○ なし

(2) ホルムアルデヒド放散量　＊ Ｆ☆☆☆☆　○ 規制対象外

(3) パネル内に取り付ける建具 (20.2.3)

○ あり（図示）　○ なし

▶ 3. 移動間仕切

(1) 仕様 (20.2.4)

走行方法	操作方法	パネル圧接装置	遮音性	表面仕上げ
○ 平行方向 ● 二方向	● 手動式 ○ 電動式 ○ 部分電動式	○ プッシュ式 ● ハンドル回転式	○ 一般タイプ（36db未満） ● 遮音タイプ（36db以上）	● 焼付塗装

(20.2.4)

(2) 取付部品・ハンガーレール・ランナーの取付け下地の補強：

＊ 取付全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(20.2.4)

あと施工アンカー類を使用する場合の材質、寸法等

＊ 図示　　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 4. トイレブース (20.2.5)

(1) 表面材　● メラミン樹脂系　○ ポリエステル樹脂系

(2) 脚部

形状　＊ 幅木タイプ　○ ＿＿＿＿＿＿

材質　＊ ステンレス製　○ ＿＿＿＿＿＿

(3) ホルムアルデヒド放散量　＊ Ｆ☆☆☆☆　○ 規制対象外

▶ 5. 手すり

(1) 材種　○ ステンレス製SUS304 (20.2.6)

○ アルミニウム合金製

● 鋼製

(2) 仕上げ　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 6. 階段滑り止め

(1) 材種　＊ ステンレス製 (20.2.7)

(2) 取付け工法 ● 埋込み工法　＊ 接着工法

(3) 巾　● 30㎜　○ 35㎜　○ 40㎜

(外部) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(内部) ＊ ステンレス製及び黄銅製のものはﾋﾞﾆｰﾙﾀｲﾔ入りとする。

▶ 7. 黒板及びﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ

(1) 黒板

区分	種類	色	形式
＊ 焼付け ○	○ 鋼製黒板 ○ ほうろう黒板	＊ 緑 ○	○ 平面 ○ 曲面

※ｱﾙﾐﾆｳﾑ枠、ﾁｮｰｸ溝、ﾁｮｰｸ入れ、ﾁｮｰｸ粉入れ付き

標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

(2) ホワイトボード

区分	種類	色	形式
＊ ○	＊ ほうろう	＊ 白 ○	○ 平面 ○ 曲面

標準仕様書20.2.9によるほか、優良道産品認定品も可とする。

▶ 8. 鏡

(1) 施工箇所　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿　(20.2.10)

(2) 厚さ　＊ ５㎜　○ ＿＿＿＿＿＿

▶ 9. 表示　(20.2.11)

(1) ● 衝突防止表示　(　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿)

(2) ● 法令に基づく表示　(　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿)

(3) ● 室名札　(　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿)

(4) ● ピクトグラフ　(　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿)

(5) ● 案内板　(　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿)

▶ 10. タラップ

(1) 材料の種類及び仕上げ　(20.2.12)

＊ ステンレス製SUS304　(　＊ 研磨等不要　○ 研磨等)

○ アルミニウム合金製　(　＊ 研磨等不要　○ 研磨等)

○ 鋼製　(　＊ 研磨等不要　○ 研磨等)

▶ 11. 煙突ライニング

(1) ● 煙突用成型ライニング材　(20.2.13)

適用安全使用温度：　○　℃

(2) 工法　(　　)

▷ 12. ブラインド

(1) ブラインドの形式　○ 横形　○ 縦形　(20.2.14)

(2) 種類及び開閉方式等　＊ 図示

▷ 13. ロールスクリーン

(1) 操作方法　○ スプリング式　(20.2.15)

○ コード式（チェーン式）　○ 電動式

(2) 幅及び高さ　＊ 図示

(3) 防炎性能等の材質や品質等　＊ 図示

(4) 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料

＊ 製造所の仕様による　○ ＿＿＿＿＿＿

▶ 14. カーテン及び
カーテンレール

(1) カーテンのシングル・ダブルの別、引き分け等の形式、開閉操作方式：図示による　(20.2.16)

(2) カーテン用生地等　＊ 図示

(3) カーテンレール　(20.2.16)

＊ ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の押出し成型材

▶ 15. 肢体不自由者用手すり（既製）

(1) 材種　＊ ステンレス製　○ ＿＿＿＿＿＿

(2) 表面仕上　＊ 塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂　○ ＨＬ仕上

▶ 16. 建物周囲砂利敷き及び軒下縁石

(1) 建物周囲の砂利敷きはＢ種とする。

(2) 軒下縁石の寸法及び断面は設計図面による。図面特記がなければ、コンクリートブロックの寸法120×150×600mmとし、基礎断面は下図による。

(21.3.1)

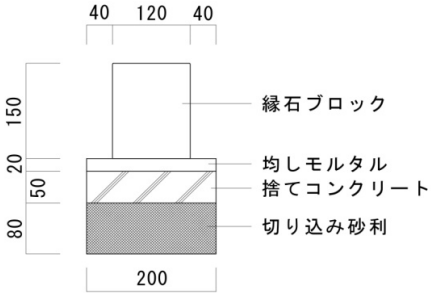

▶ 17. 点検口

施工部位	種	寸　法（mm）	鍵
天井	● アルミニウム製	○ 450×450	○ あり
	○ 木製	○ 600×600	○ なし
床下	● アルミニウム製	○ 450×450	○ あり
	○ 木製	○ 600×600	○ なし
	○	○ 450×450	○ あり
		○ 600×600	○ なし

※　床下点検口は裏面ウレタン発泡とする。

▷ 18. 屋上緑化

(1) 植栽基盤：　(23.5.2)

○ 屋上緑化システム　　○ 屋上緑化軽量システム

(2) その他必要な事項は、図面による。図面に指示が無い場合は、システム製作所の仕様による。

▷ 19. 棟番号

図面図示の箇所に（　＊ 設置　　○ 記入　）

▷ 20. 換気口

室内　＊ プラスチック製　寸法φ１５０

床下　＊ 鋳鉄製　寸法１６０×３７５

○ 樹脂製

▷ 21. 連絡板

ＢＬ規格品　　○ ６戸用　　○ ＿＿＿戸用

▷ 22. 家屋段階調査

○ 次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。

○ 杭工事　　○ 土工事　　○ 躯体工事

・ 調査は「補償コンサルタント登録規定（昭和59年9月21日建設省告示第１３４１号）」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。

・ 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。

調査戸数　＿＿＿戸

・ 調査内容は、工事監督員と協議すること。

○ 第２１章　そ の 他　（該当なし）

● 第 2 章　仮 設 工 事

記載のない限り1.1.1等の３つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の章･節･項を示す

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル　(2.1.3) ○ 設ける　（設置範囲：図示）　＊ 設けない (2) 防音シート ○ 設ける　（設置範囲：図示）　＊ 設けない
▶ 2. 足場等	(1) 内部足場　＊ 脚立足場　● 枠組棚足場　(2.2.1) (2) 外部足場　● 設置する 足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省平成21年4月策定）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 (3) 災害防止　(2.2.1) ○ ネット状養生シート　（ ○ 防炎Ⅰ類　○ 防炎Ⅱ類） ○ 養生防護棚　（ ○ 金網張　○ 金網式養生枠） ● 養生シート　（ ○ 防炎Ⅰ類　○ 防炎Ⅱ類） (4) 材料、撤去材等の運搬方法　(表2.2.1) ○ Ａ種(二本構リフト等)　○ Ｂ種(トラッククレーン等) ○ Ｃ種(既存ＥＶ利用)　● Ｄ種(既存階段) ○ Ｅ種(登り桟橋等)
▶ 3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生　(2.3.1) ＊ 行わない　○ 行う 養生方法　＊ ビニルシート　○ ＿＿＿＿ (2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管場所等 ＊ 行わない　○ 行う 養生の方法　＊ ビニルシート　○ ＿＿＿＿ 保管場所 ＿＿＿＿ (3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ＊ 行わない　○ 行う 移動場所 ＿＿＿＿
▷ 4. 仮設間仕切り	(1) 仮設間仕切りの種別　(2.3.2)(表2.3.1)

種別	下　地	材　質	充填材	塗　装
○ Ａ種	○ 木下地	＊ せっこうボード（ ＊ 9.5 ○ ）	厚さ　mm	○ 片面
○ Ｂ種	＊ 軽量鉄骨	○ 合板（ ＊ 9.0 ○ ）	－	＊ 無し
＊ Ｃ種	○ 単管下地	○ 全面シート	－	－
仮設扉	＊ 木製扉	＊ 合板張り程度	－	－
	○ 鋼製扉	○ 片面フラッシュ程度	－	

項　目	特　記　事　項
▶ 5 清掃員	(2) 設置箇所：図面による 建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。

● 第 3 章　防水改修工事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 降雨等に対する養生方法	3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　(3.1.3)
▶ 2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン　(3.2.5) （POAS、POASⅠ、POD、PODⅠ、POS、POSⅠ、POX工法の場合） ＊ 設ける　○ 設けない
▶ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等　＊ 図示　(3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　(3.2.6) ＊ 3.2.6による ○ ＿＿＿＿

(3) 架台回り等の取付け部及び防水層末端部等の納まり部の処理 (3.2.6)
＊ 図示　○ 工事監督員と協議

▶ 4. 既存防水層表面の仕上げ塗装
＊ 除去する　○ 除去しない (3.2.6)
（M4AS、M4ASⅠ、M4C、M4DⅠ、L4X工法の場合）

▶ 5. 断熱材
各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。

▶ 6. アスファルト防水
(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2)
＊ 表3.3.3から表3.3.9による
○ 図示

(2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2)
＊ 表3.3.3から表3.3.9による
○ 図示

(3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2)
材質：　＊ アルミニウム製　○ ＿＿＿＿＿＿
形状：　＊ L-30×15×2.0mm程度　○ ＿＿＿＿＿＿

(4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ： (3.3.2)

断　熱　材	厚さ(mm)
＊ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材 断熱材３種ｂＡ（ｽｷﾝ層付き）（JIS A 9521）	○ 30　○ 50　○ 100

(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ (3.3.2)

断　熱　材	厚さ(mm)
＊ JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ断熱材 ○ ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ (JIS記号 ＿＿＿ ・ｽｷﾝ層等の区分 ＿＿＿) ○ 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ (JIS記号　　・ｽｷﾝ層等の区分　　)	○ 30　○ 50　○ 100 ● 200
● 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に準ずるもの（JIS A 9521）	

(6) 絶縁用シート (3.3.2)
ｱ. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法
＊ ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上　○ ＿＿＿＿＿＿
ｲ. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法
＊ フラットヤーンクロス（70g/㎡程度）　○ ＿＿＿＿＿＿

(7) 保護コンクリート (3.3.2)
ｱ. 設計基準強度(Fc)　＊ 18N／㎟　○ ＿＿＿ N／㎟ (8.11.1)
ｲ. スランプ　＊ 15cm　○ 18cm

(8) 立上り部保護　＊ 設けない　○ 設ける
○ コンクリート (3.3.2)
○ 普通れんが及び化粧れんが
○ 乾式

(9) 種別及び工程 (3.1.4)(表3.1.1)(3.3.3)(表3.3.3～10)

施工部位	工　　法	種　　別	立上り部における保護工法
	○ Ｐ１Ｂ	○ Ｂ－１　＊ Ｂ－２ (表3.3.3)	適用： ○ 設けない ○ 設ける 工法： ○ 図示 ○ ＿＿＿＿
	○ Ｐ１ＢⅠ	○ ＢⅠ－１　＊ ＢⅠ－２ (表3.3.4)	
	○ Ｐ２ＡⅠ	○ ＡⅠ－１　＊ ＡⅠ－２ ○ ＡⅠ－３　(表3.3.5)	
	○ Ｐ２Ａ	○ Ａ－１　＊ Ａ－２ ○ Ａ－３　(表3.3.6)	
施工部位	工　　法	種　　別	仕上塗料
	○ Ｍ４Ｃ	○ Ｃ－１　＊ Ｃ－２ ○ Ｃ－３　○ Ｃ－４ (表3.3.7)	種類： ● 遮熱塗料

	○ Ｍ３Ｄ　○ Ｐ０Ｄ	○ Ｄ－１　＊ Ｄ－２ (表3.3.8)	使用量： ○ ＿＿＿＿
屋根7	○ Ｐ０ＤＩ　● Ｍ３ＤＩ ○ Ｍ４ＤＩ	● ＤＩ－１　＊ ＤＩ－２ (表3.3.9)	＊ 製造所の仕様による
施工部位	工　法	種　別	保護層
	○ Ｐ１Ｅ　○ Ｐ２Ｅ	○ Ｅ－１　＊ Ｅ－２ ○ Ｅ－１☆ (表3.3.10) （☆は表3.3.10の工程3を行う場合）	○ 設ける ○ 設けない

(10) 既存の保護層並びに防水層の立上り部撤去
＊ 表3.1.1による　○ 行わない

(11) 脱気装置の種類及び設置数量
（Ｍ３Ｄ、Ｐ０Ｄ、Ｐ０ＤＩ、Ｍ３ＤＩ、Ｍ４ＤＩ工法の場合）
＊ アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(12) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　(3.3.4)
＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(13) 平場の保護コンクリートの厚さ　(3.3.5)(表8.1.5)
ｱ. こて仕上げ
＊ 80mm以上　○ ＿＿＿＿
床面の仕上り平たんさ　○ ａ種　○ ｂ種　○ ｃ種
ｲ. 床タイル張り等仕上げ
＊ 60mm以上　○ ＿＿＿＿

(14) 保護層等の屋上排水溝　(3.3.5)
○ 設けない　○ 設ける（図示）

▷ 7. 改質アスファルトシート防水　該当なし

▷ 8. 合成高分子系ルーフィングシート防水　該当なし

▷ 9. 塗膜防水　該当なし

▶ 10. シーリング

(1) 改修工法等　(3.1.4)(表3.1.2)

施工箇所	改修工法
	シーリング充填工法
	シーリング再充填工法
	拡幅シーリング再充填工法
既存校舎　外部建具周囲	ブリッジ工法

(2) シーリング材の種類及び施工箇所　(3.7.2)
下表以外は、表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類
外部建具周囲(金属～コンクリート)	MS-2
外断熱～金属	
水回り	SR-1（防かび型）

(3) シーリング材の目地寸法　＊ 図示　(3.7.3)

(4) 接着性試験　(3.7.8)
＊ 行う　（ ＊ 簡易接着性試験　○ 引張接着性試験）
○ 行わない

▶ 11. とい

(1) といその他の材種：　(3.8.2)(表3.8.1)
● 配管用鋼管　○ 硬質ポリ塩化ビニル管　○ ＿＿＿＿

(2) とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔　(3.8.2)(表3.8.2)
＊ 表3.8.2による　○ ＿＿＿＿

ｱ. 多雪区域の場合の軒どいの取付間隔（0.5m以下）
○ 適用する　○ 適用しない

(3) 防露材のホルムアルデヒド放散量　(3.8.2)
＊ Ｆ☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿

(4) 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　(3.8.3)
＊ 図示　○ ＿＿＿＿

(5) 鋼管製といの防露巻き (3.8.3)
＊ 表3.8.4による ○ ＿＿＿＿＿＿
(6) たてどい受金物の取付け ＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿ (3.8.3)
(7) ルーフドレンの取付け工法 (3.8.3)
＊ 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 12. アルミニウム製笠木

(1) 部材の種類 (3.9.2)(表3.9.1)
○ 250形 ○ 300形 ○ 350形 ● その他（図示）
(2) 板材折曲げ形の笠木本体幅及び板厚 (3.9.2)
● 笠木本体幅 ＿＿＿mm 板厚 ＊ 2.0mm ○ ＿＿＿mm
(3) 表面処理の種別 (3.9.2)(表5.2.2)
○ AB-1種 ○ AB-2種 ○ AC-1種 ○ AC-2種 ● BA-1種 ○ BA-2種
○ BB-1種 ○ BB-2種 ○ BC-1種 ○ BC-2種 ○ C種
(4) 既存笠木等の撤去及び新規アルミニウム製笠木の下地補修工法 (3.9.3)

＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(5) 板材折曲げ形の取付方法： (3.9.3)
＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(6) 笠木の固定金具の工法等： (3.9.3)
建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
＊ 適用する
○ 適用しない

▶ 13. 保証

防水工事の保証期間は、（ ＊ １０年 ○ ＿＿＿年）

● 第 4 章 外壁改修工事

項目	特記事項

▶ 1. ひび割れ部改修

(1) コンクリート打放し仕上げ外壁 (4.1.4)(4.2.1)(4.2.4)

ひび割れの幅	工法	材料	注入(口)間隔	注入量
0.2～1.0mm未満	＊ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ○ 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： ○ 低粘度形 ○ 中粘度形	＊ 200～300 ○	○
	○ シール工法	○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 ＊ １成分形又は２成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		
1.0mm以上	＊ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法			

(2) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.3.1)(4.3.5)

ひび割れの幅	工法	材料	注入(口)間隔	注入量
0.2～1.0mm未満	＊ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ○ 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： ○ 低粘度形 ○ 中粘度形	＊ 200～300 ○	○
1.0mm以上	○ シール工法	○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 ＊ １成分形又は２成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		
	＊ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法			

※ ○ モルタルを撤去する ○ モルタルを撤去しない

(3) タイル張り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.4.1)(4.4.5)

ひび割れの幅	工法	材料	注入間隔	注入量
0.2～1.0mm未満	＊ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 ○ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ○ 機械式エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂： ○ 低粘度形 ○ 中粘度形	＊ 200～300 ○	○
1.0mm以上	＊ Uｶｯﾄｼｰﾙ材充填工法	○ 可とう性エポキシ樹脂 ○ シーリング材の種類 ＊ １成分形又は２成分形ポリウレタン系 ○ ポリマーセメントモルタルの充填 ○ 行う ○ 行わない		

※ ○ タイルを撤去する　　○ タイルを撤去しない

(4) 樹脂注入工法のひび割れ部の注入状況の確認方法　(4.2.5)

＊ 行わない

○ 行う（コア抜取り）

抜取り個数　＊ 長さ500mごと及びその端数につき１個

○ ＿＿＿＿

補修方法　＊ 図示　○ ＿＿＿＿

▶ 2. 欠損部改修

(1) コンクリート打放し仕上げ外壁　(4.1.4)(4.2.1)(4.2.8)

工　法	材　料
＊ 充填工法 ○	＊ ポリマーセメントモルタル ○ エポキシ樹脂モルタル

(2) モルタル塗り仕上げ外壁　(4.1.4)(4.3.1)

工　法	材　料
○ 充填工法	＊ ポリマーセメントモルタル ○ エポキシ樹脂モルタル
○ モルタル塗替え工法	○ 既調合材料 ＿＿＿＿ ○ 現場調合材料 （4.2.2による）

※ 仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　＊ 図示　(4.4.9)

※ モルタル塗替え工法の既製目地材　(4.2.2)

○ 使用する（形状　　）　○ ＿＿＿＿

(3) タイル張り仕上げ外壁　(4.1.4)(4.4.1)

工　法	接着剤
○ タイル部分張替え工法 ○ タイル張替え工法	○ ポリマーセメントモルタル ○ 一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

○ 既調合モルタル ＿＿＿＿

▶ 3. 浮き部改修

(1) モルタル塗り仕上げ外壁　(4.1.4)(4.3.4)

	改修工法の種類	アンカーピンの本数（本／㎡）		注入口の箇所数（箇所／㎡）		注入量	
		一般部	指定部	一般部	指定部	(mL／箇所)	
○	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	＊ １６ ○	＊ ２５ ○	―	―	＊ ２５ ○	(4.3.11) (図4.3.1)
○	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	＊ １３ ○	＊ ２０ ○	＊ １２ ○	＊ ２０ ○	＊ ２５ ○	(4.3.12) (表4.3.5) (図4.3.2)
○	アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	＊ １３ ○	＊ ２０ ○	＊ １２ ○	＊ ２０ ○	＊ ５０ ○	(4.3.13) (表4.3.5) (図4.3.2)
○	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	＊ ９ ○	＊ １６ ○	―	―	＊ ２５ ○	(4.3.14) (図4.3.3)
○	注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	＊ ９ ○	＊ １６ ○	＊ ９ ○	＊ １６ ○	＊ ２５ ○	(4.3.15) (表4.3.6)
○	注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	＊ ９ ○	＊ １６ ○	＊ ９ ○	＊ １６ ○	＊ ５０ ○	(4.3.16) (表4.3.6)
○	充填工法	＊ ポリマーセメントモルタル　○ エポキシ樹脂モルタル					
○	モルタル塗替え工法	4.3.10　表4.3.3による					

※ モルタル塗替え工法の既製目地材：　(4.2.2)

○ 使用する（形状　　）　○

(2) タイル張り仕上げ外壁　(4.1.4)(4.4.1)

	改修工法の種類	アンカーピンの本数（本／㎡）		注入口の箇所数（箇所／㎡）		注入量	
		一般部	指定部	一般部	指定部	(mL／箇所)	
○	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	＊ １６ ○	＊ ２５ ○	―	―	＊ ２５ ○	(4.4.9) (4.3.11)
○	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	＊ １３ ○	＊ ２０ ○	＊ １２ ○	＊ ２０ ○	＊ ２５ ○	(4.4.10) (4.3.12)
○	アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	＊ １３ ○	＊ ２０ ○	＊ １２ ○	＊ ２０ ○	＊ ５０ ○	(4.4.11) (4.3.13)
○	注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	＊ ９ ○	＊ １６ ○	―	―	＊ ２５ ○	(4.4.12) (4.3.14)

○	注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	＊　９ ○	＊　１６ ○	＊　９ ○	＊　１６ ○	＊　２５ ○	(4.4.13) (4.3.15)
○	注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	＊　９ ○	＊　１６ ○	＊　９ ○	＊　１６ ○	＊　５０ ○	(4.4.14) (4.3.16)
○	注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	＊　９ ○	＊　１６ ○			＊　５０ ○	(4.4.15) (4.3.14)
○	タイル部分張替え工法	○　ポリマーセメントモルタル					
○	タイル張替え工法	○　一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系					

※　アンカーピンの本数について、浮き面積が１㎡以下の場合の本数は、改修工事標準仕様書の各改修工法による。

(3) アンカーピンの材質等　(4.3.5)

＊　ステンレス鋼（SUS304）　呼び径４mm（丸棒）　全ネジ切り加工

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(4) 注入口付アンカーピンの材質等　(4.3.5)

＊　ステンレス鋼（SUS304）　外径６mm程度

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▷　4. タイル張り仕上げ外壁　　該当なし

▶　5. 塗り仕上げ外壁等の改修

(1) 仕上塗材の種類(呼び名)、仕上げの形状及び工法

(4.1.5)(4.5.2)(表4.5.1)

施工部位	種類	呼び名	仕上げの形状	工法
Y4 X4 既存外壁	複層仕上塗材	複層塗材Si	小粒	吹付け
(改修後内壁)				

※1　仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法は、表4.5.1による

※2　複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材は、表4.5.2による

※3　呼び名の凡例

種　類	呼　び　名
薄付け仕上塗材	外 Ｓ ｉ ： 外装薄塗材Ｓｉ
	可外Ｓｉ ： 可とう形外装薄塗材Ｓｉ
	外　Ｅ ： 外装薄塗材Ｅ
	可 外 Ｅ ： 可とう形外装薄塗材Ｅ
	防 外 Ｅ ： 防水形外装薄塗材Ｅ
	外　Ｓ ： 外装薄塗材Ｓ
厚付け仕上塗材	外 厚 Ｃ ： 外装厚塗材Ｃ
	外厚Ｓｉ ： 外装厚塗材Ｓｉ
	外 厚 Ｅ ： 外装厚塗材Ｅ
複層仕上塗材	Ｃ　Ｅ ： 複層塗材ＣＥ
	可 Ｃ Ｅ ： 可とう形複層塗材ＣＥ
	Ｓ　ｉ ： 複層塗材Ｓｉ
	Ｅ ： 複層塗材Ｅ
	Ｒ　Ｅ ： 複層塗材ＲＥ
	防 Ｃ Ｅ ： 防水形複層塗材ＣＥ
	防　Ｅ ： 防水形複層塗材Ｅ
	防 Ｒ Ｅ ： 防水形複層塗材ＲＥ
可とう形改修用仕上塗材	可 改 Ｅ ： 可とう形改修塗材Ｅ
	可改ＲＥ ： 可とう形改修塗材ＲＥ
	可改ＣＥ ： 可とう形改修塗材ＣＥ

(2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性等　(4.5.2)

ｱ. 耐候性　＊ 耐候形３種　○

ｲ. 触媒　＊ 水系　○ 溶剤系　○ 弱溶剤系

ｳ. 樹脂　＊ アクリル系　○ シリカ系　○ ＿＿＿＿＿＿

ｴ. 外観　＊ つやあり　● つやなし　○ メタリック

(4) 既存塗膜等の除去、下地調整の工法　(4.5.4)

＊ 高圧水洗工法　(表4.5.5)

（50MPa程度の温水による洗浄（はく離剤を使わない。））

○ サンダー工法　(表4.5.4)

○ 水洗い工法　(表4.5.7)

○ 塗膜はく離剤工法後、高圧水洗（10～15MPa）洗浄　(表4.5.6)

	(5) 下地調整　＊ 下地調整塗材　(4.5.4) ○ ポリマーセメントモルタル ○ 防水型仕上塗主材 (6) 各工法の処理範囲　＊ 既存仕上げ面全体　○ 図示　(4.5.4)
▷ 6. マスチック塗材塗り	該当なし
▷ 7. 外壁用塗膜防水材	該当なし

● 第 5 章　建具改修工事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 改修工法	(1) ○ かぶせ工法　● 撤去工法　(5.1.3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示 (2) 新規に建具を設置する場合　(5.1.3) 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修工法並びに範囲 ＊ 図示
▶ 2. 防火戸	(1) 防火戸の指定　(5.1.4) ● 適用する 適用箇所（　＊ 建具表による　○ ＿＿＿＿＿＿） ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動：　(5.1.4) ＊ 建具表による　○ ＿＿＿＿＿
▶ 3. 見本の製作等	(1) 建具見本の製作　＊ 行わない　(5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組　＊ 行わない　(5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。）
▶ 4. 取付け調整等	(1) ブラインドボックス等の再使用　＊ 行わない　(5.1.6) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 防犯建物部品　＊ 適用する　(5.1.7) ○ 適用しない
▶ 5. アルミニウム製建具	(1) 外部に面するアルミニウム製建具の性能等級等　(5.2.2)(表5.2.1)

種　別	＊ A種	● B種	○ C種
枠の見込寸法（mm）	＊ 70（注） ○ 100	＊ 70（注） ○ 100	○
耐風圧性	S－4	S－5	S－6
気密性	A－3		A－4
水密性	W－4		W－5

（注）　形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは１００mmとする。

(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　＊ 図示
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級　＊ 図示
(4) 外部に面するアルミニウム製建具の断熱性能による等級（標準仕様書16.2.2）

種　類	枠見込寸法(mm)	断熱性能による等級
引き違い	● ７０	● H-4
引き違い	○ １００	○
開　き	● ７０	● H-4
開　き	○ １００	○
ＦＩＸ	● ７０	● H-4
	○ １００	

(5) アルミニウム製建具の表面処理　(5.2.4)(表5.2.2)

建具部位	種別
外部に面する建具	種別：　＊ ＢＢ－１種　● ＢＢ－２種　○ 色：　○ ブラウン系　● ブラック　○ （　＊ 標準色　○ 特注色　）
屋内の建具	種別：　＊ ＢＣ－１種　● ＢＣ－２種 色：　○ ブラウン系　● ブラック　○ ステンカラー （　＊ 標準色　○ 特注色　）

(6) 結露水の処理方法　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿　(5.2.4)
(7) 水切り板、ぜん板等の加工組立　(5.2.5)
＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿
(8) 網戸等を設置する場合の防虫網の材質　(5.2.3)
○ ガラス繊維入り合成樹脂製
＊ 合成樹脂製　○ ステンレス（SUS316）
(9) 線径　＊ 0.25mm以上　○ ＿＿＿mm以上
(10) 網目　＊ 16～18ﾒｯｼｭ　○ ＿＿＿ﾒｯｼｭ

▷ 6. 樹脂製建具

該当なし

▶ 7. 鋼製建具

(1) 簡易気密型ドアセット　(5.4.2)(表5.4.1)
○ 適用する　● 適用しない
(2) 耐風圧性（外部）　(5.4.2)(表5.2.1)
○ Ｓ－４　● Ｓ－５　○ Ｓ－６
(3) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　(5.4.2)(5.2.2)
＊ 図示
(4) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級　(5.4.2)(5.2.2)
＊ 図示
(5) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級　(5.4.2)
＊ 図示
(6) 鋼板類の厚さ　＊ 表5.4.2による　(5.4.4)
○ 図面による

▶ 8. 鋼製軽量建具

(1) 簡易気密型ドアセット　(5.5.2)
○ 適用する（Ａ－３）　● 適用しない
(2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級　(5.5.2)(5.2.2)
＊ 図示
(3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級　(5.5.2)(5.2.2)
＊ 図示
(4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級　(5.5.2)
＊ 図示
(5) 召合せ、縦小口包み板等の材質　(5.5.3)
○ ｽﾃﾝﾚｽ鋼板　＊ 鋼板　○ アルミニウム合金
(6) 鋼板類の厚さ　＊ 表5.5.1による　(5.5.4)
○ 図面による

▷ 9. ステンレス製建具

該当なし

▶ 10. 木製建具

(1) 建具材の含水率の種別　(5.7.2)
＊ Ａ種　○ Ｂ種
(2) フラッシュ戸の表面材の合板の種類　(5.7.2)(表5.7.1)

合板の種類	表面材の品質等
○ 普通合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○ 板面の品質　＊ 広葉樹１等　○
● 天然木化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ 特殊加工化粧合板	接着の程度 ＊ 水掛り箇所を1類、その他2類以上 ○
○ ﾐﾃﾞｨｱﾑﾃﾞﾝｼﾃｨﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ（ＭＤＦ）	表裏面の状態による区分　（　　） 曲げ強さによる区分　（　　） 接着剤による区分　（　　） 難燃性による区分　（　　）

(3) 工法　(5.7.4)
ｱ. かまち戸の材料　＊ 標準仕様書16.7.2 表16.7.2による。
● 図面による
ｲ. ふすまの材料、枠及びくつずりの材料は図面による
ｳ. かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り障子の見込み寸法
＊ 表5.7.7による

○ 図面による
ｴ. ふすまの縁の仕上げ：表5.7.10による (5.7.4)

▶ 11. 建具用金物

(1) 材質、形状及び寸法 (5.8.2)(表5.8.1)
ｱ. 金物の種類及び見え掛り部の材質：
＊ 建具表による
※ 建具表で指示のない建具金物は、表5.8.1による。
ｲ. 金属製建具及び樹脂製建具に使用する丁番：
＊ 表5.8.2～3による
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(2) 取付け施工 (5.8.3)
取っ手類の取付け高さ(床仕上げ面からの高さ)
＊ 建具表による
○ 建具製造所の仕様による
(3) マスターキー (5.8.4)
● 製作する ＊ 製作しない
○ 既存のマスターキーに合わせる
(4) 鍵 ＊ ３本１組 ○ ＿＿＿＿＿ (5.8.4)
(5) 鍵箱 ○ 無し ● 有り (5.8.4)

▷ 12. 自動ドア開閉装置

(1) 引き戸用駆動装置の性能 (5.9.2)
○ ＳＳＬＤ－１ ○ ＳＳＬＤ－２
○ ＤＳＬＤ－１ ○ ＤＳＬＤ－２
防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない
(2) 車椅子使用者用便房出入口に設置される引き戸用駆動装置の性能 (5.9.2)
＊ 表5.9.2による ○ 図示
防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない
(3) 引き戸用検出装置の性能 (5.9.2)
＊ 表5.9.3による ○ 図示
防錆の適用 ○ 適用する ○ 適用しない
(4) 戸の開閉方式は、建具表による。 (5.9.2)
(5) 引き戸用検出装置の種類 (5.9.2)
＊ 光線(反射)センサー ○ 熱線センサー
○ その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿
(6) 凍結防止措置 (5.9.2)
＊ 行う（適用箇所は建具表による） ○ 行わない

▶ 13. 自閉式上吊り引戸装置

(1) 性能等 (5.10.3)
＊ 表5.10.1による
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 14. 重量シャッター

(1) シャッターの種類 (5.11.2)
○ 管理用シャッター ○ 外壁用防火シャッター
● 屋内用防火シャッター ○ 防煙シャッター
(2) 耐風圧強度 (5.11.2)
管理用シャッター ＿＿＿＿＿Pa
外壁用防火シャッター ＿＿＿＿＿Pa
(3) 開閉方式 (5.11.2 表5.11.1)
＊ 電動式（手動併用） ○ 手動式
(4) 安全装置 (5.11.2)
ｱ. 急降下制動装置等の設置
設置個所 ＊ 図示
ｲ. 障害物感知装置の設置
設置個所 ＊ 図示
ｳ. 煙感知器連動機構若しくは熱感知器連動機構又は手動閉鎖装置により閉鎖する屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターに設ける装置

＊ 危害防止装置
○ 可動座板式
※ 危害防止装置又は可動座板式は「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年12月28日 建設省告示第2563号)に定める基準に適合するもの

設置個所 ＊ 図示

(5) シャッターケース（管理用シャッター） (5.11.2)
● 設ける　　○ 設けない
(6) 注意喚起装置
● 音声発生装置　　○ 注意灯の設置
○ シャッターへの危険表示　　○ シャッターの下降位置の表示
(7) 吹雪止め　吹き込み防止用サイドシール（３方）を設ける
(8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 (5.11.3)
種類　　○ JIS G 3302　　○ JIS G 3312
付着量　　＊ Z12又はF12　　○ ＿＿＿＿＿

▷ 15. 軽量シャッター
該当なし

▷ 16. オーバーヘッドドア
該当なし

▶ 17. ガラス
(1) ガラスの種類及び厚さは建具表による。 (5.14.2)
(2) ガラス留め材（防火戸以外）

該当	建具の種類	材　　種
●	アルミニウム製建具	＊ シーリング材　○ 建築用ガスケット
●	鋼　製　建　具	＊ シーリング材
○	ステンレス製建具	＊ シーリング材
●	鋼製軽量建具	＊ シーリング材
●	木　製　建　具	＊ 押縁
○	樹脂製建具	＊ 建築用ガスケット

(3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ (5.14.3)
＊ 建具の製造所の仕様による　　● 図面による

▷ 18. ガラスブロック積み
該当なし

● 第 6 章　内装改修工事

項　　目	特　　記　　事　　項

▶ 1. 他の部位との取合い等

(6.1.3)
(1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
＊ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
● 壁厚程度とし、仕上表による仕上げを行う

(6.1.3)
(2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲：
＊ 壁面より両側600㎜程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う
● 壁面より両側600㎜程度とし、仕上表による仕上げを行う

(3) 既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 (6.1.3)
＊ 既存のまま
● 仕上表による

▶ 2. 既存床の撤去及び下地補修

(1) 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　　● 図示 (6.2.2)
(2) 合成樹脂塗床材の除去等　　● 機械的除去工法 (6.2.2)
○ 目荒し工法
(3) 改修後の床の清掃範囲　　○ 改修端部より１m程度
● 図示　　D

▶ 3. 既存壁の撤去及び下地補修

(1) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 (6.3.2)
＊ モルタル塗替え工法（4.3.10）のモルタル塗り
● 設計図による

▶ 4. 木下地等

(1) 木材の含水率 (6.5.2)(表6.5.1)
ｱ.

部位	種　　別	
下地材	＊ Ａ種（１５％以下）	○ Ｂ種（２０％以下）
造作材	＊ Ａ種（１５％以下）	○ Ｂ種（１８％以下）

ｲ. ホルムアルデヒド放散量　　＊ Ｆ☆☆☆☆　　○
(2) 製材 (6.5.2)
ｱ. JAS 1083-5による下地用製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
畳ｺｰﾅｰ床	＊ 2級　○	90×90	防虫処理	＊ A種　○ B種
読み聞かせｺｰﾅｰ床	＊ 2級　○	90×90	防虫処理	＊ A種　○ B種
学童ｺｰﾅｰ床	＊ 2級　○	90×90	防虫処理	＊ A種　○ B種

ｲ. JAS 1083-2による造作用製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
見え掛り面	＊ 上小節 ○	45×45	防虫処理	＊ A種 ○ B種
見え掛り面以外	○ 上小節 ＊ 小節			＊ A種 ○ B種

ｳ. JAS 1083-6による広葉樹製材

施工箇所	等級	寸法(mm)	保存処理	含水率
	＊ 1等 ○			＊ 10%以下
	＊ 1等 ○			＊ 10%以下
	＊ 1等 ○			＊ 10%以下

ｴ. JAS 1083（製材）以外の製材 (6.5.2)(表6.5.2)

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		＊ A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	＊ A種 ○ B種
		＊ A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	＊ A種 ○ B種
		＊ A種 ○ B種	○ 適用する ○ 適用しない	＊ A種 ○ B種

(3) ＪＡＳ乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。

(4) カラマツの使用範囲は、東・母屋・土台・大引きとする。

(5) 造作用集成材等 (6.5.2)

ｱ. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等

施工箇所	品名	樹種	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質
枠、額縁	設計図による	設計図による	面	t25	＊ 1等 ○ 2等
鴨居、長押	設計図による	設計図による	面	t25	＊ 1等 ○ 2等
ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ	設計図による	設計図による	面	t25	＊ 1等 ○ 2等

ｲ. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種	厚さ(mm)	見付け材面数	寸法(mm)	見付材面の品質
		化粧薄板： 芯材：		面 面		＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等
		化粧薄板： 芯材：		面 面		＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等
		化粧薄板： 芯材：		面 面		＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等

ｳ. 「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材等

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率
			＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
			＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
			＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○

ｴ. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：			＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：			＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○
	化粧薄板： 芯材：			＊ 1等 ○ 2等 ＊ 1等 ○ 2等	＊ 15%以下 ○

(6) 造作用単板積層材 (6.5.2)

ｱ. JAS 0701の造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質（化粧加工）	防虫処理
図書室他家具	面材	t20	● 有り ［加工： ● 天然木化粧加工 ○ 塗装加工］ ○ 無し （等級： ）	● 適用する ○ 適用しない
			○ 有り ［加工： ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工］	○ 適用する ○ 適用しない

			○ 無し　（等級：　　）	

ｲ. JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質（化粧加工）	含水率	防虫処理
		○ 有り ［加工：　○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工］ ○ 無し　（　　）	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない
		○ 有り ［加工：　○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工］ ○ 無し　（　　）	＊ 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない

ｳ. JAS 3079による直交集成板

施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ ○	○ Ａ種 ○ Ｂ種	○ Ｂ ○ Ｃ
	○ 異等級構成 ○ 同一等級構成	○ ○	○ ○	○ ○	○ Ａ種 ○ Ｂ種	○ Ｂ ○ Ｃ

(7) 合板等　(6.5.2)

ｱ. 「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等　○ 1等 針葉樹 ＊ C-D　○	○ 適用する ○ 適用しない
		＊ 5.5 ○		＊ 1類 ○ 2類	広葉樹 ＊ 2等　○ 1等 針葉樹 ＊ C-D　○	○ 適用する ○ 適用しない

ｲ. 「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		＊ 12.0 ○	○ ○	○ ○	＊ C-D ○	＊ 2級 ○ 1級	○ 特類 ＊ 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する （　　） ○ 適用しない
		＊ 12.0 ○		○ ○	＊ C-D ○	＊ 2級 ○ 1級	○ 特類 ＊ 1類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する （　　） ○ 適用しない

ｳ. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
野地板		● 12.0 ● 9.0	● 針葉樹	○ 特類 ＊ 1類	● 適用する ○ 適用しない
畳コーナー 小上がり床		● 12.0 ● 24.0	● 針葉樹	○ 特類 ＊ 1類	○ 適用する ● 適用しない

ｴ. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理
内壁各所	● 6.0	● シナ	● 1類 ○ 2類	○ 適用する ● 適用しない
	○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

ｵ. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理
		○	○	○ ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　○ ﾌﾟﾘﾝﾄ ○ 塗装等　○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない
		○	○	○ ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　○ ﾌﾟﾘﾝﾄ ○ 塗装等　○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない

ｶ. JIS A 5908によるパーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		＊ 13タイプ ○	○ MR1(M) ○ MR2(P)	○	＊ 15 ○
		＊ 13タイプ ○	○ MR1(M) ○ MR2(P)	○	＊ 15 ○

ｷ. JAS 0360による構造用パネル

施工箇所	品名	寸法(mm)

ｸ. JIS A 5905によるミディアムデンシティーファイバーボード(MDF) (6.5.2)

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		○	○	○	○
		○	○	○	○

(8) 接合具等 (6.5.3)

ｱ. 釘等

造作材の化粧面の釘打ち ＊ 隠し釘打ち ○ ＿＿＿＿＿＿

ｲ. 諸金物 (6.5.3)

形状、寸法及び材質 ＊ 表6.5.3～表6.5.5による ○ 図示

ｳ. 接着剤 (6.5.3)

ホルムアルデヒド放散量 ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(9) 木れんがの接着工法に使用する接着剤 (6.5.4)

ホルムアルデヒド放散量 ＊ F☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(10) 防腐・防蟻・防虫処理 (6.5.5)

ｱ. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。

ｲ. 防腐・防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材

適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ）

ｳ. 薬剤の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	○ K２ ○ K３ ○ K４
	○ K２ ○ K３ ○ K４

ｴ. 附属書Ａ（規定）に基づく表面処理用木材保存剤による処理

適用	薬剤の種類	適用部材
○ 適用する ● 適用しない		
○ 適用する ○ 適用しない		

ｵ. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法
ｺﾝｸﾘｰﾄ面に接する下地材	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○
	＊ 薬剤の製造所の仕様による ○

ｶ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理

適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ） ○ ＿＿＿＿＿＿

ｷ. 合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ）

保存処理の性能区分 ＊ K３ ○ ＿＿＿＿＿＿

ｸ. 防虫処理

適用部位 （ ＿＿＿＿＿＿ ）

保存処理の性能区分 ○ K１ ○ ＿＿＿＿＿＿

(11) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6.5.6)

間仕切軸組に用いる木材

○ 杉 ○ 松 ● カラマツ、トドマツ

床組に用いる木材
○ 杉　　○ 松　　● カラマツ、トドマツ
※ 土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は6.5.5による保存処理木材とする

(12) 窓、出入口その他　(6.5.7)
窓、出入口その他に用いる木材
適用部位　吊元枠、水掛りの下枠及び敷居　＊ ひのき　○ ＿＿＿＿
その他　● 松　○ 杉

(13) 床板張り　(6.5.8)
縁甲板及び上がりがまちに用いる木材
○ ひのき　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

(14) 壁及び天井下地　(6.5.9)
壁及び天井下地に用いる木材
○ 杉　　○ 松　　● トドマツ

▶ 5. 軽量鉄骨天井下地

(1) 材料　(6.6.2)(表6.6.1)
ｱ. 野縁等の種類

施工部位		野縁等の種類
屋内	天井各所	＊ １９形
		○ ２５形
屋外	軒天	○ １９形
		＊ ２５形

(2) 形式及び寸法　(6.6.3)(表6.6.2)
ｱ. 野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔

屋内	＊ 900mm程度　周辺部の端から150mm以内
屋外	○

ｲ. 野縁の間隔

屋内	⊛ 表6.6.2による
屋外	● 304mm以内かつ耐風圧性能を確保できるものとする

(3) 工法　(6.6.4)
ｱ. 既存の埋込みインサートを使用する場合
つりボルトの引張試験

箇所数	確認する強度
＊ ３箇所(当該階) ○	＊ ４００Ｎ程度 ○

ｲ. あと施工アンカーの施工後の確認
○ 実施する（引張試験）　＊ 6.6.4(1)(ｳ)による
● 実施しない

(4) つりボルトの間隔が900mmを超える場合　(6.6.4)
補強方法 ＊ 図示　● 吊りﾎﾞﾙﾄの座屈止め(ｱﾝｸﾞﾙ､ﾊﾟｲﾌﾟ等の補強材)の配置

(5) 天井ふところが3.0mを超えるの場合　(6.6.4)
補強方法 ＊ 図示　● 天井ふところ内にぶどう棚を設け天井材を支持する

(6) 天井下地材における耐震性を考慮した補強　(6.6.4)
補強箇所　＊ 図示
補強方法　＊ 図示

(7) 屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強　(6.6.4)
補強箇所　＊ 図示
補強方法　＊ 図示

▶ 6. 軽量鉄骨壁下地

(1) スタッド、ランナ等の種類　(6.7.3)(表6.7.1)

施工部位	スタッドの高さによる区分	種類
設計図による	高さ2.7m以下	＊ ５０形　○
設計図による	高さ4.0m以下	＊ ６５形　○
設計図による	高さ4.0m超～4.5m以下	＊ ９０形　○
設計図による	高さ4.5m超～5.0m以下	＊ １００形　○

(2) スタッドの高さが5.0ｍを超える場合：　＊ 図示　(6.7.3)(表6.7.1)
(3) 出入口及びこれに準じる開口部の補強　(6.7.4)
＊ 6.7.4による　○ 図示

▶ 7. ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(1) 材料 (6.8.2)(6.8.3)

ｱ. ビニル床シート（JIS A 5705）

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ(mm)	工法
教室、廊下、他	＊ FS ○	● 設計図による ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	＊ 2.0 ○ 2.5	○ 突付け ＊ 熱溶接
	＊ FS ○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	＊ 2.0 ○ 2.5	○ 突付け ＊ 熱溶接

ｲ. ビニル床タイル（JIS A 5705） (6.8.2)

施工箇所	種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)
設計図による （倉庫系諸室）	＊ KT ○	● 設計図による ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	● 300×300 ○ 450×450	＊ 2.0 ○ 2.5
	＊ KT ○	○ ﾏｰﾌﾞﾙ ○ ﾌﾟﾚｰﾝ	○ 300×300 ○ 450×450	＊ 2.0 ○ 2.5

ｳ. 特殊機能床材 (6.8.2)

(ｱ) 帯電防止床シート

施工箇所	種類	性能（体積抵抗値）	厚さ(mm)
		Ω以下	
		Ω以下	

(ｲ) 帯電防止床タイル

施工箇所	種類	性能	寸法(mm)	厚さ(mm)
			×	
			×	

(ｳ) 視覚障害者用床タイル (6.8.2)

区分	施工箇所	種類	寸法(mm)
屋外		○ 塩化ビニル系 ○ レジンコンクリート系 ○ 磁器質タイル	○ 300×300 ○
屋内	階段降り口	● 塩化ビニル系 ○ 磁器質タイル	○ 300×300 ○

※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする

(ｴ) 耐動荷重性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ(mm)

(ｵ) 防滑性床シート (6.8.2)

施工箇所	種類	厚さ(mm)
給食厨房	防滑性ビニル床シート	2.0

(ｶ) 防滑性床タイル (6.8.2)

施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
		×	
		×	

ｴ. ビニル幅木 (6.8.2)

材質の種類 ● 軟質 ○ 硬質

厚さ(mm) ＊ １．５以上 ○ ＿＿＿＿

高さ(mm) ＊ ６０ ○ ７５ ○ １００

ｵ. ゴム床タイル (6.8.2)

色柄 ○ ＿＿＿＿

種類 ○ 単層品 ○ 積層品

厚さ(mm) ○ ３．０ ○ ４．５ ○ ６．０ ○ ９．０

寸法(mm) ○ ＿＿＿＿

ｶ. 接着剤 (6.8.2)

(ｱ) ホルムアルデヒド放散量 ＊ Ｆ☆☆☆☆ ○

(ｲ) 施工箇所の下地が、セメント系及び木質系以外の場合の接着剤の施工箇所 (表6.8.1)(表6.8.2)

施工箇所 ○ ＿＿＿＿＿＿

(ｳ) 施工箇所の下地 (6.8.3)
モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地の工法

工法 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 8. カーペット敷き

(1) 織じゅうたん（JIS L 4404） (6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)

該当	種別	織り方	パイルの形状	色柄	パイル糸の種類	帯電性
○	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種	○ ウィルトン ○ ダブルフェース ○ アキスミンスター	○ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 模様のない無地 ○	Ａ種の場合そ毛糸 Ｂ種、Ｃ種の場合紡毛糸	○ 適用する性能 ＊ 人体帯電圧 3.0kv以下 ○ ＿＿＿＿ ○ 適用しない

接合方法 ＊ ヒートボンド工法 ○ つづり縫い

(6.9.2)(6.9.3)(表6.9.1)(表6.9.2)

(2) タフテッドカーペット（JIS L 4404）

該当	パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法
○	○ ループ ○ カット ○ 併用		○ 適用する性能 ＊ 人体帯電圧 3.0kv以下 ○ ＿＿＿＿ ○ 適用しない	○ 全面接着 ○ グリッパー

(3) タイルカーペット（JIS L 4406） (6.9.2)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
●	＊ 第一種 ○ 第二種	＊ ループ ○ カット ○ 併用	＊ 500mm角 ○	＊ 6.5mm ○

(4) 下敷き材 ＊ 第２種２号 ○ ＿＿＿＿＿＿ (6.9.2)
＊ 呼び厚さ8mm ○ ＿＿＿＿＿＿

(5) 見切り、押え金物の材質、種類、形状 ＊ 図示 (6.9.2)

(6) 接着剤 (6.9.2)
ホルムアルデヒド放散量 ＊ Ｆ☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(7) タイルカーペットの敷き方 (6.9.3)
平場 ＊ 市松敷き ○ 模様流し ○ ＿＿＿＿＿＿
階段部分 ＊ 模様流し ○ 市松敷き ○ ＿＿＿＿＿＿

▷ 9. 合成樹脂塗床

該当なし

▶ 10. フローリング張り

(1) 単層フローリング (6.11.2～7)(表6.11.1)(表6.11.3)(表6.11.5)

品名	樹種	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
○ フローリングボード１等	＊ なら ○	○ 釘留め（根太張り） ○ 釘留め（直張り） ○ 接着	○ ＿＿mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
○ フローリングブロック１等	○ なら ○	○ 接着	○ ＿＿mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(2) 複合フローリング (6.11.2～7)(表6.11.2)(表6.11.4)(表6.11.6)

樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
＊ なら ○ さくら ○ ひのき、まつ ● カバ	● Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種	○ 釘留め（根太張り） ● 釘留め（直張り） ○ 接着	○ ＿＿mm ● 図示	● 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 特殊フローリング

品名	表面材の樹種	仕上げ塗装
● 屋内体育館アリーナ床（JIS A 6519）	＊ なら、カバ	ポリウレタン塗装4回塗り
○ 柔剣道場の床（JIS A 6519）	＊ なら	

※ 塗装の凡例
素 地 ： 素地のまま　　Ｗ ： 生地のまま、ワックス塗り
ＯＳＷ ： オイルステンワックス塗り（ｵｲﾙｽﾃﾝ２回、ﾜｯｸｽ１回）
ＵＣＢ ： ウレタン樹脂ワニス塗りＢ種（２回塗り）

(4) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量： (6.11.2)
＊ Ｆ☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(5) 接着工法におけるフローリング裏面の不陸緩衝材： (6.11.5)
＊ 合成樹脂発泡ｼｰﾄ ○ ＿＿＿＿＿＿

(6) 現場塗装仕上げ (6.11.6)
● 適用する ○ 適用しない
適用する施工箇所 ● 図示
下地調整 ● する ○ しない
塗装の種類 ＊ ｳﾚﾀﾝ樹脂ﾜﾆｽ塗り
○ ｵｲﾙｽﾃｲﾝの上、ﾜｯｸｽ塗り
○ 生地のままﾜｯｸｽ塗り

▶ 11. 畳敷き

(1) 普通畳の種別
○ Ａ種 ● Ｂ種 ○ Ｃ種 ＊ Ｄ種
Ｄ種の場合の畳床 ○ ＫＴ－Ⅰ ○ ＫＴ－Ⅱ ＊ ＫＴ－Ⅲ
○ ＫＴ－Ｋ ○ ＫＴ－Ｎ

(2) 柔道畳
畳床は、JIS A 5901（畳床）の２級品とし、畳表は、柔道用レザー表地（裏地ビニロン使用）とする。

▶ 12. せっこうﾎﾞｰﾄﾞ,その他ﾎﾞｰﾄﾞ及び合板張り

(1) せっこうﾎﾞｰﾄﾞ及びその他のﾎﾞｰﾄﾞの種類、厚さ (6.13.2)
＊ 図示

(2) 合板類、ＭＤＦ、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (6.13.2)
＊ Ｆ☆☆☆☆ ○ ＿＿＿＿＿＿

(3) 普通合板の規格 (6.13.2)

表板の樹種名	板面の品質	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
生地、透明塗料塗り ＊ ラワン程度 ○ 不透明塗料塗り ＊ しな程度 ○	○	○	＊ １類 ○ ２類	＊ 適用する ○ 適用しない

(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ(mm)	防虫処理
● シナ	○ １種 ● ２種	● 6.0	＊ 適用する ○ 適用しない

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ(mm)	防虫処理
○ オーバーレイ ○ プリント ○ 塗装等	○ Fﾀｲﾌﾟ ○ FWﾀｲﾌﾟ ○ Wﾀｲﾌﾟ ○ SWﾀｲﾌﾟ	○ １類 ○ ２類	○	＊ 適用する ○ 適用しない

(6) 合板の張付けの種別 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 (6.13.3)

(7) せっこうボードの目地工法の種類 (6.13.3)
＊ 突付け工法 ● 継目処理工法 ○ 目透し工法

▷ 13. 壁紙張り

該当なし

▶ 14. モルタル塗り

(1) 材料 (6.15.3)
● 現場調合材料 ○ 既調合材料

(2) 既製目地材 (6.15.3)
○ 設ける
施工箇所（ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）
形状 （ ＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿ ）
● 設けない

(3) 下地処理 (6.15.5)
壁面の仕上げ厚又は全塗厚が２５㎜を超える場合の処理
処理方法 ＊ 図示 ○ ＿＿＿＿＿＿

(4) 床の目地 (6.15.6)
○ 設ける（種類 ＊ 押し目地 ○ ＿＿＿＿＿＿ ）
＊ 目地割２㎡程度、最大目地間隔３m程度
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▷ 15. タイル張り　　● 設けない

▶ 16. セルフレベリング材塗り　　該当なし

(6.17.2)(6.17.3)

施工箇所	種　類	塗　厚
既存フローリング床撤去部	○ せっこう系 ● セメント系	○ 10 mm ○ mm
	○ せっこう系 ○ セメント系	○ 10 mm ○ mm

● 第 7 章　塗装改修工事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3) ＊ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿＿＿
▶ 2. 下地調整	(1) 塗替えでＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2.1～7) ＊ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ (7.2.2～7)(表7.2.1～7)

▶ 3. 木部塗装　(７章各節)

該当	塗料その他	種別（塗り回数）	下地調整
●	合成樹脂 調合ペイント 塗り　(SOP) 塗料の種別 ＊ １種 ○ ２種	新規(屋外) ＊ Ａ種　○ Ｂ種	不透明塗料塗り ＊ RA種　● RB種
		新規(屋内) ＊ Ａ種　○ Ｂ種	透明塗料塗り ○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　● RB種　○ RC種
●	フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)		＊ RC種
●	ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC)	○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
●	クリヤーラッカー 塗り(CL)	○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
●	オイルステイン 塗り(OS)		＊ RB種
○	つや有り合成樹脂 ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (EP-G)	新規 ＊ Ａ種　○ Ｂ種	＊ RA種　○ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	水性反応硬化形ウレタン塗り (WUP)	ｼｰﾗｰ　○ あり　○ なし 塗回数 ○ ２回　○ ３回	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
●	木材保護塗料塗り (WP)　屋外	○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○			

※ オイルステイン塗りの塗料 ＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 4. 鉄部塗装　(1) 鉄鋼面　(７章各節)

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
●	合成樹脂 調合ペイント 塗り　(SOP)	新規 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種	見え掛り　＊ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RA種 ○ RB種
			見え隠れ　○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種		
		塗替 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種 ○ 無し		○ RA種 ＊ RB種 ○ RC種

●	フタル酸樹脂 エナメル塗(FE)			＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RC種
○	つや有合成樹脂 ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (EP-G)屋内	新規 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種	見え掛り ＊ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ＊ Ｂ種	＊ RA種 ○ RB種 ○ RC種
			見え隠れ ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種		＊ RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種 ○ 無し		○ RA種 ＊ RB種 ○ RC種
●	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 ＊ Ａ種		＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RA種
	上塗り塗料等級 ○ １級 ○ ２級 ○ ３級	塗替 ○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種		＊ Ａ種 ○ Ｂ種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(2) 亜鉛めっき鋼面 （７章各節）

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
●	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種	○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種	屋内 ＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RA種 ○ RB種
	塗料の種別 ＊ １種 ○ ２種	塗替 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種 ○ 無し	屋外 ＊ Ａ種 ○ Ｂ種	○ RA種 ＊ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗(FE)			＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RC種
○	つや有合成樹脂 ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り (EP-G)屋内	新規 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	＊ Ｃ種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
		塗替 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種 ○ 無し		○ RA種 ＊ RB種 ○ RC種
●	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 ＊ Ａ種		＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RA種
	上塗り塗料等級 ● １級 ○ ２級 ○ ３級	塗替 ● Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種		＊ Ａ種 ○ Ｂ種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○					

(3) 鋼製建具面

該当	塗装の種類	種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ Ａ種 ＊ Ｂ種	＊ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	屋内 ＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RC種
	塗料の種別 ＊ １種 ○ ２種	塗替 ＊ Ａ種 ○ Ｂ種 ○ Ｃ種	○ Ａ種 ○ Ｂ種 ＊ Ｃ種 ○ 無し	屋外 ＊ Ａ種 ○ Ｂ種	○ RA種 ＊ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り(FE) 屋内			＊ Ａ種 ○ Ｂ種	＊ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 ＊ Ａ種			＊ RA種
	上塗り塗料等級 ○ １級	塗替 ○ Ａ種			○ RA種 ○ RB種

	○ ２級 ○ ３級	○ Ｂ種 ○ Ｃ種			○ RC種
○					

▷ 5. モルタル面及びせっこうプラスター面の塗装

（７章各節）

該当	塗装の種類	種別（塗り回数）	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)	○ Ａ種　＊ Ｂ種	＊ 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ ○ モルタル面　RB種
○	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め（ＥＰ－Ｇ・ＥＰ）　(7.9.2)(7.10.2)

＊ 表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 6. コンクリート面、ＡＬＣパネル面及び押出成形セメント板面の塗装

（７章各節）

該当	塗装の種類	種別（塗り回数）	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)	○ Ａ種　＊ Ｂ種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面　：　＊ RB種 押出成形ｾﾒﾝﾄ板　：　＊ RB種
○	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
●	耐候性塗料塗り（DP）	○ A-1種　● B-1種　○ C-1種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
		○ A-2種　○ B-2種　○ C-2種	○ RA種　○ RB種　＊ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め（ＥＰ－Ｇ・ＥＰ）　(7.9.2)(7.10.2)

＊ 表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする

○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

▶ 7. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装

（７章各節）

該当	塗装の種類	種別（塗り回数）	下地調整
●	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
	合成樹脂エマル	新規	

●	合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)	○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○	合成樹脂エマルション模様塗料塗り(EP-T)	新規 ○ Ａ種　＊ Ｂ種	○ RA種　＊ RB種
		塗替 ○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種	○ RA種　＊ RB種　○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め(ＥＰ－Ｇ・ＥＰ)　(7.9.2)(7.10.2)
＊ 表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする
○ ＿＿＿＿＿＿＿＿

● 第 8 章　耐震改修工事（構造図による）

● 第 9 章　環境配慮改修工事

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	施工調査　(9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 施工調査の結果を書面により工事監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書等と異なる場合は、工事監督員と協議する。 (1) 調査範囲 ○ 分析調査　＿＿＿＿箇所 調査部位　＿＿＿＿＿＿＿＿ ● 分析調査済：含有建材等は、図面による。 分析結果　● 石綿含有　○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。 ● 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 ● 貸与　○ 無 分析調査済　17　箇所 調査済部位　校舎外壁塗装、内部石こうボード、長尺塩ビシート、石綿セメント板、煙突断熱材、体育館外壁、外壁塗装、他 (2) 分析方法　(9.1.1) ＊ JIS A 1481-2（建材製品中の含有率測定方法－第２部：試料採取及び石綿含有の有無を判定するための定性分析方法）とする。 ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ (3) 石綿含有建材除去後の仕上げ　● 図示　(9.1.1) (4) 石綿粉じん濃度測定　＊ 行う　● 行わない　(9.1.1) 測定方法　＊ 図示　○ ＿＿＿＿ 測定時期　＊ 図示　○ ＿＿＿＿ 測定場所　＊ 図示　○ ＿＿＿＿ 測定箇所数　＊ 図示　○ ＿＿＿＿
▶ 2. 除去工事共通事項	(1) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法 種類　＿＿＿＿＿＿＿＿ 処理方法　＊ 除去　○ 封じ込め　○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示） (2) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法 種類　＿＿＿＿＿＿＿＿ 処理方法　＊ 除去　○ 封じ込め　○ 囲い込み （処理を行う範囲は図示）
▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去	(1) 石綿含有吹付け材の除去方法　(9.1.3) ＊ 9.1.3による ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置及び梱包　(9.1.3) ① 飛散防止措置　＊ 湿潤化　○ 固形化 ② 梱包　＊ 密封処理(二重袋梱包)　○ ＿＿＿＿

(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 (9.1.3)

○ 埋立処分

＊ 管理型最終処分場　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ ＿＿＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ 中間処理

＊ 無害化処理施設　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ ＿＿＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿＿＿

▷ 4. 石綿含有保温材等の除去

(1) 石綿含有保温材等の除去方法 (9.1.4)

除去方法 ＿＿＿＿＿＿ ○ 切断又は破砕 ○ 手ばらし

除去方法 ＿＿＿＿＿＿ ○ 切断又は破砕 ○ 手ばらし

▶ 5. 石綿含有成形板等の除去

(1) 石綿含有成形板の種類 (9.1.5)

種類 石綿セメント板

種類 ＿＿＿＿＿＿

種類 ＿＿＿＿＿＿

(2) 石綿含有せっこうボードの石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)

○ 埋立処分

＊ 管理型最終処分場　場所 ＿＿＿＿＿＿

(3) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付材等の処分 (9.1.5)

○ 埋立処分

＊ 安定型最終処分場　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ ＿＿＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ 中間処理

＊ 無害化処理施設　場所 ＿＿＿＿＿＿

○ ＿＿＿＿＿＿　場所 ＿＿＿＿＿＿

▶ 6. 断熱アスファルト防水改修工事

(1) 工法の種類 (3.1.4)

○ Ｐ１ＢＩ　○ Ｐ２ＡＩ　○ Ｐ０ＤＩ

○ Ｔ１ＢＩ　● Ｍ３ＤＩ　○ Ｍ４ＤＩ

▶ 7. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事

(1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。

(2) 断熱材（現場発泡を除く） (9.2.2) (9.3.2)

適用	保温材料の種類	材料の類別及び品質	厚さ(mm)
●	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	○　○ 1号　○ 2号　○ 3号　● 4号	150 mm
●	押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキンなし）	○ １種ｂ　○ Ａ　○ Ｂ　○ Ｃ ○ ２種ｂ　○ Ａ　○ Ｂ　○ Ｃ ○ ３種ａ　○ Ａ　○ Ｂ　○ Ｃ　○ Ｄ ● ３種ｂ　● Ａ　○ Ｂ　○ Ｃ　○ Ｄ	150 mm
●	硬質ウレタンフォーム保温材	○ １種 ● ２種　● 1号　○ 2号　○ 3号　○ 4号	200 mm
○	ポリエチレンフォーム保温材	○ １種　○ 1号　○ 2号 ○ ２種 ○ ３種	
○	フェノールフォーム保温材	○ １種１号 ○ １種２号　○ ＡⅠ　○ ＢⅠ　○ ＣⅠ　○ ＤⅠ　○ ＥⅠ ○ ＡⅡ　○ ＢⅡ　○ ＣⅡ　○ ＤⅡ　○ ＥⅡ ○ １種３号　○ ＡⅠ　○ ＢⅠ　○ ＣⅠ　○ ＤⅠ　○ ＥⅠ ○ ＡⅡ　○ ＢⅡ　○ ＣⅡ　○ ＤⅡ　○ ＥⅡ ○ ２種１号　○ ＡⅠ　○ ＡⅡ ○ ２種２号　○ ＡⅠ　○ ＡⅡ ○ ２種３号　○ ＡⅠ　○ ＡⅡ ○ ３種１号　○ ＡⅠ　○ ＡⅡ	mm

(3) 外断熱改修 (9.2.3) (9.2.4)

ｱ. 外装材の種類、防火性能、通気層の有無及び厚さ：図示

ｲ. 既存外壁の処置

仕上げ材撤去　● 行う

○ 行わない

下地面の清掃　● 行う（ ＿＿＿＿＿＿ ）

○ 行わない

下地欠損部の改修　● 行う　（工法　＊ 図示）

○ 行わない
ｳ. 不陸等の下地調整　○ 図示　● 断熱材製造者の工法による
ｴ. 断熱材の施工　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　○ 図示
ｵ. 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法
＊ 適用する　工法：後張り工法
○ 適用しない
ｶ. 外装材の施工　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿　● 図示
(4) 断熱・防露改修
ｱ. 施工部位及び部位毎の厚さ　＊ 図示　(9.3.3)
ｲ. 断熱材後張り工法において、断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの適用
○ 適用あり　（パネルの仕様　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿）
(5) 断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　(9.3.2)(9.3.4)
＊ F☆☆☆☆　○ ＿＿＿＿＿＿
(6) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材（難燃性を有するもの）　(9.3.3)
断熱材の種類　＊ Ａ種１　○ Ａ種１Ｈ　○ ＿＿＿＿
吹付厚さ（㎜）　● 図示

▶ 8. ガラス改修工事
(1) 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ
＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿
(2) 複層ガラスの厚さ　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿　(9.4.2)
(3) 断熱性による区分　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿　(9.4.2)
(4) 複層ガラスの日射取得性・日射遮蔽性による区分　(9.4.2)
＊ 図示　○ ＿＿＿＿
(5) 乾燥気体の種類　＊ 図示　○ ＿＿＿＿＿＿　(9.4.2)

▷ 9. 屋上緑化改修工事
該当なし

○ 第１０章　屋　根　工　事

項　目	特　記　事　項

▶ 1. 長尺金属板の種類

(標準仕様書13.2.2)(標準仕様書表13.2.1)

施 工 部 位	規格名称（規格番号）	厚さ(㎜)
	＊ 塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯（JIS G 3322）	○ 0.4 ○ 0.35
	● 熱溶着金属防水	○ 0.4 ○ 0.35

▶ 2. 下葺材
下葺材料の適用　(標準仕様書13.2.2)
○ 適用あり
○ JIS A 6005に基づくアスファルトルーフィング940
○ 改質アスファルトルーフィング下葺材（一般タイプ、複層基材タイプ、粘着層付タイプ）（釘又はステープルが打てない下地の場合は、粘着層付タイプ）
● 適用なし

▶ 3. 長尺金属板葺き工法等
(標準仕様書13.2.3)
(1) 形式　＊ 蟻掛葺き　○ 横葺き　○ 瓦棒葺き
(2) 工法　＊ 立ち巻きはぜ工法　○ 平巻きはぜ
○ 溶接　● その他（熱溶着金属防水）

▶ 4. 既存撤去範囲
○ 既存長尺カラー鉄板
● アスファルトルーフィング
○ ＿＿＿＿＿＿
○ ＿＿＿＿＿＿

▷ 5. 折板葺き
該当なし

● 第１１章　そ の 他

項　目	特　記　事　項

▶ 1. 埋戻し及び盛土

（標準仕様書3.2.3)(表3.2.1)

○ Ａ種　＊ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種

Ｃ種の場合　（建設発生土受入量 ＿＿＿ ㎥）

（発生場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ）

▶ 2. 建設発生土等の処理

● 場外搬出　（約 1.2 km）　(3.2.5)

（捨て場所住所 中頓別町字中頓別177番地1 ）

（管　理　者 中頓別町 ）

（約 5 km）

（捨て場所住所 中頓別町字弥生160-3、201-2外 ）

（管　理　者 中頓別町 ）

捨て土均し（　○ 有り　○ 無し　）

○ 構内敷均し　○ 構内指示の場所に堆積（図示による）

▷ 3. 概数等発注

(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。

(2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

(3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。

なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

(4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。

(5) 概数

ｱ. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量

ｲ. 次の項目・数量

区　分	設計数量（単位）		確定数量（単位）	
鉄筋露出部補修	4 m		m	
鉄筋露出部補修（暴露端）	10 か所		か所	
ひび割れ補修　0.2≦W≦1.0㎜	15 m		m	
ひび割れ補修　1.0㎜＜W	15 m		m	
浮き補修	㎡		㎡	
欠損部補修 一般　300×300以下	20 か所		か所	
欠損部補修 小規模 100×100以下	か所		か所	
欠損面補修	㎡		㎡	
	積込･運搬量	処分量	積込･運搬量	処分量

Ⅰ　工事概要及び範囲

1.　工 事 場 所　　北海道枝幸郡中頓別町字中頓別998-1番地

2.　解体する建築物等の概要

(1)　解体建物　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　　称	構造種別・階数	数　量	単位	備　考
●	既存校舎生徒玄関	RC造・2階	238.20	㎡	
●	既存校舎北側ポーチ	RC造	129.12	㎡	
○					
○					
○					

(2)　解体附帯施設等　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　　称	品　　種	規格	数　量	単位	備　考
●	オイルタンク			1	ヵ所	機械設備工事
○						
○						
○						
○						

3.　建物の解体後に設置する工作物等（塀、柵等）　　※　下記●は、工事対象範囲を示す。

	名　　称	品　　種	規格	数　量	単位	備　考
○	木製防護柵	焼き丸太	H=1,000		m	範囲は、図面による
○	鋼製防護柵	丸パイプ	H=1,000		m	範囲は、図面による
○						
○						
○						

4.　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象の有無　　● 有　　○ 無

5.　指定部分工事

(1)　工事範囲　　Ⅱ期工事の一部として解体工事を実施

(2)　指定工期　　令和　7 年　4 月　1 日より開始

Ⅱ　各　工　事

1.　図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という）、「公共建築改修工事標準仕様書　令和4年版（各工事編）」（以下、改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書　令和4年版」（以下「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和4年10月版）」による。

2.　特記事項の適用については次による。

(1)　章は○印を、項目は ▷ 印を塗りつぶしたものを適用する。

(2)　特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は ＊ 印をつけたものを適用する。

(3)　特記事項で○印を塗りつぶしたものと、(＊) 印のつけたものがある場合は、共に適用する。

(4)　特記事項に記載の（　）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。

3.　この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。

4.　本工事における工事監理業務委託の有無　＊ 有　　○ 無

5.　次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。
ただし、概数の確定による変更は除く。

(1)　設計図書間に不一致等がある場合

ｱ.　設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等

(2)　設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合

ｱ.　設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等

ｲ.　設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等

ｳ.　受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等

(3)　関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合

なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

6.　関係法令等

(1)

受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法（以下「ＰＣＢ特別措置法」という）
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という）
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 労働安全衛生法
- 大気汚染防止法
- 騒音規制法
- 振動規制法
- 水質汚濁防止法
- 石綿障害予防規則
- 特定化学物質障害予防規則
- 建築基準法
- 環境基本法
- 土壌汚染対策法
- 建設副産物適正処理推進要綱

(2)　受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱　建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

●　第２章　仮　設　工　事　（改修特記仕様書に同じ）

●　第３章　解　体　施　工

項　　目	特　　記　　事　　項
	(3.2.1)
▶　1. 事前措置	(1)　特別管理産業廃棄物等がある場合は、５章「特別管理産業廃棄物の処理等」による処理を行う。 (2) 石綿含有建材は、６章「石綿含有建材の除去及び処理」による処理を行う。 (3) 特殊な建設副産物は７章「特殊な建設副産物の処理」による処理を行う。 (4) 各種設備機器の停止並びに給水、ガス電力及び通信の供給が停止していることを確認すること。 (5)　ガス管は、供給者と協議の上、処理すること。 (6)　給水管は、給水本管の分水部分を閉止し、水道事業者及び道路

管理者と協議の上処理すること。

(7)　引き込み電気は、施設管理者と打ち合わせの上、処理すること。

(8)　電話線の処理は、施設管理者と打ち合わせの上、通信事業者に依頼すること。

(9) 建築物の解体に当たり、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は工事監督員と協議の上、駆除する。

(10) 電気設備のコンデンサは、残留電荷を確認し、残留がある場合は放電を行う。

(11) 蓄電池は、充電状態の確認を行い、短絡による事故を防止する。

(12)　排水管・排水槽類、浄化槽・衛生陶器類は、汚物の抜取り及び次により洗浄・消毒を行うこと。

洗浄：屋外配管及び桝は、洗浄圧力１０ＭＰａ、吐出量１００Ｌ／ｍｉｎ以上で高圧洗浄を行う。

屋外配管及び桝以外は、洗浄圧力７ＭＰａ、吐出量２５Ｌ／ｍｉｎ以上で高圧洗浄を行う。

消毒：洗浄後に行う。　（消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム溶液）濃度１００ｍｇ／Ｌ以上）

消毒後、３０分以上放置する。

(13) オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収及び洗浄

＊適　用　○＿＿＿＿＿＿＿＿

(14) 廃油は５章「特別管理産業廃棄物の処理等」により処理することとし、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

▶ 2. 解体方法等　(3.3.2)

原則分別解体を行うこととし、解体手順及び方法は、次による。

ただし、解体施工の技術上これにより難い場合は、手順を変更し、工事監督員に報告する。

(3.3.2)(3.4.1)(3.5.1)

(1) 設備機器及び内・外装材を人力（工事監督員と協議のうえ必要に応じて機械併用）により撤去する。

(2) 屋根葺き材等の解体：　(3.3.2)(3.6.1)(3.6.2)

○ 人力　○ 機械併用

(3) 躯体は機械により解体する。　(3.8.2)

(3.9.1)(3.9.2)

(4) 基礎・杭その他は、騒音・振動等に配慮し撤去する。

▶ 3. 基礎等の解体

(1) 建築物、工作物等の土中解体範囲：図面に指定がない場合は、基礎捨てコンクリート（砂利地業を除く）までとする。

(2) 建築物解体に伴う地下埋設物（排水管・桝・電線管・給水管等）の解体範囲：図面に指定がない場合は、建物周囲とする。

▶ 4. 杭の解体

(1) 杭の解体の有無　(3.9.2)

● 有[撤去範囲：　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿]

○ 無

(2) 解体方法（ ● 引き抜き工法　○ 破砕）

(3) 杭の解体後は、地盤の安定性を維持するため山砂等の充填材を充填すること。

▶ 5. さく、照明設備等

(1) さく、照明設備等の解体　(3.10.1)

○ 有[撤去範囲：　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿]

● 無

▶ 6. 構内舗装、樹木等の処理

(1) 構内舗装等の解体　(3.11.1)

● 有[撤去範囲：　＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿]

○ 無

	(2) 樹木等の撤去 ○ 伐採伐根 ○ 移植　　移植場所： ＊ 図面による ○ 工事監督員の指示による
▶ 7. 地下埋設物、埋設配管等	(1) 地下埋設物、埋設配管等　(3.12.1) ● 有[撤去範囲： ＊ 図面による　○ ＿＿＿＿＿＿＿＿] ○ 無
▶ 8. 整地・埋戻し・盛土	(1) 埋戻し・盛土は、次の材料で行うこと。　(3.13.1) ● 山砂　● 現場内の良質土　○ 建設発生土受入 ○ その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) 建設発生土受入場所（　　） 受入量 ＿＿＿＿ ㎥ (3) 埋め戻し及び敷き均しの工法は、次のとおりとする。 埋戻し方法：各層３００㎜程度ごとに締固める。 ブルドーザによる押土程度： ○ １５ｔ　○ ３ｔ 盛土の高さ： ○ 現状GL+　ｍ　○ 図面による
▶ 9. 建築設備の解体	オイルタンク、オイルサービスタンク及び油管は、洗浄・中和し、洗浄水・スラッジは、廃油として処理すること。

● 第 4 章　建設廃棄物の処理

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 再資源化等	(1) 再資源化を図るもの　(4.4.1)

種　類	コンクリート塊
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	アスファルト・コンクリート塊
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	建設発生木材
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	○ 金属類 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ○ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ○ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ○ ガラス ○ 木材
処理区分	○ 縮減　○ 現場で使用
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(2) その他の発生材　(4.4.1)(4.4.2)(4.4.3)(4.5.1)

種　類	廃石膏ボード
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　類	繊維くず
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

種　　類	金属くず
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	廃プラスチック類
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	ｶﾞﾗｽ及び陶磁器くず
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	がれき類
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	木毛板
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	アスファルト防水
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	セラミックブロック
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	木くず類（伐採伐根）
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	タタミ
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	蛍光ﾗﾝﾌﾟ・ＨＩＤﾗﾝﾌﾟ
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	硬質塩化ビニル管・継手
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	配管用グラスウール
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	ゴムくず
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	
処理区分	○ 中間処理　　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

▷	2. 処理に注意を要する建設廃棄物	該当なし

● 第 5 章　特別管理産業廃棄物等の処理等

項　　目	特　　記　　事　　項
▶ 1. 施工調査	特別管理産業廃棄物等の分析調査は、次による。 (5.1.2) なお、廃石綿等の処理は、６章「石綿含有建材の除去及び処理」による。 (1) ＰＣＢ含有機器類 ｱ. 変圧器　○ 要調査　○ 調査済 ｲ. コンデンサ　○ 要調査　○ 調査済 ｳ. 蛍光灯器具の安定器　○ 要調査　○ 調査済 ｴ. その他＿＿＿＿＿＿　○ 要調査　○ 調査済 (2) ＰＣＢ含有シーリング材 部　位＿＿＿＿＿＿　○ 要調査　○ 調査済 (3) ダイオキシン類 部　位＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済；レベル＿＿＿＿＿＿ 部　位＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済；レベル＿＿＿＿＿＿ (4) その他の特別管理型産業廃棄物等 部　位＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済；レベル＿＿＿＿＿＿ 部　位＿＿＿＿＿＿　○ 要調査 ○ 調査済；レベル
▶ 2. 特別管理産業廃棄物の処理等	(1) ＰＣＢ含有機器類等は、ＰＣＢの飛散、流出等がないように適切な容器に収めること。 なお、保管場所は、次による。 (5.4.1) ○ 同一敷地内に保管 保管場所：＿＿＿＿＿＿ 運搬方法：＊ 施工業者による運搬 ○ 施設管理者による運搬 ○ 敷地外に保管 住　　所：＿＿＿＿＿＿（　　km） 保管場所：＿＿＿＿＿＿ 運搬方法：○ ＰＣＢ運搬許可業者 ○ 施工業者（施設管理者を同乗）が運搬 ○ その他

(2) 臭気リチウム水溶液等

処理区分	○ 製造者　○ 専門業者
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(3) 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液

処理区分	○ 中間処理
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(4) その他 (5.4.1)

種　　類	
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）
種　　類	
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

● 第 6 章　石綿含有建材の除去及び処理

項　目	特　記　事　項
▶ 1. 事前調査	石綿含有建材の事前調査は、次による。 (1.4.1) (1) 調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与 調査範囲　既存校舎　既存体育館 既存の設計図書　● 貸　与　○ 無 石綿含有建材の調査報告書の貸与　● 貸　与　○ 無 (2) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議すること。 (3) 石綿含有建材の有無について、調査結果を原則「石綿事前調査結果報告システム」により労働基準監督署及び大気汚染防止法所管部局に報告手続き（申請）を行うこと。
▷ 2. 石綿粉じん濃度測定	石綿粉じん濃度測定は、次による。 (6.1.3) 濃度測定適用　○ 有　○ 無 測定箇所　ヶ所 測定方法　既存校舎 測定時期 測定場所
▷ 3. 石綿含有吹付け材の除去	(1) 処理を行う吹付け材の種類 種類 種類 （処理を行う範囲は図示による） (2) 石綿含有吹き付け材の除去工法 (6.3.2) ＊ 粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去 ○ (3) 石綿飛散防止措置 ＊ 湿潤化　○ 固形化
▷ 4. 石綿含有保温材等の除去	(1) 除去する保温材等の種類 種類 種類 (2) 石綿含有保温材等の除去方法 (6.4.1) ○ 切断 ○ 破砕 ○ 手ばらし ○
▶ 5. 石綿含有成形板等の除去	(1) 除去する成形板等の種類 種類：　石綿セメント板 種類： 種類： (2) 養生 (6.5.1) ● 養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生 (6.6.1)
▷ 6. 石綿含有仕上塗材の除去	(1) 石綿含有仕上塗材の除去方法 ○ (6.3.3) (6.4.3) (6.5.3) (6.6.4)

▶ 7. 除去した石綿含有建材等の処分等

(1) 特別管理産業廃棄物

種　　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）
種　　類	
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

(2) その他

種　　類	○ 汚泥
処理方法	
処分場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

● 第 7 章　特殊な建設副産物の処理

項　　目	特　　記　　事　　項

▶ 1. 施工計画調査

特殊な建設副産物の調査は、次による。　(7.1.3)

なお、分析調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

(1)　使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

(2) 分析調査

● 行う　　○ 行わない

▷ 2. 特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。　(7.3.1)

(1) フロン

ｱ. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	＊ 回収
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

ｲ. 建材用断熱材フロン

処理区分	＊ 焼却
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　　（　　km）

(2) ハロン

ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　　（　　km）

(3) イオン化式感知器

製造業者に処理を委託。

処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　　（　　km）

(4) 六ふっ化硫黄ガス

製造業者に処理を委託。

種類	○ 絶縁開閉器　○ 絶縁変圧器等の受変電機器
処理区分	＊ 処理
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

(5) ＰＦＯＳ（ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸））

種類	○ 泡消火剤　○ その他（　　）
処理区分	○ 中間処理　○ 最終処分
場所	【　　】（総合）振興局管内
	片道運搬距離　（　　km）

(6) その他の特殊な建設副産物

種類	○
処理区分	○ 処理　○ その他の処理方法（　　）
場所	業者名等：
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）
	【　　】（総合）振興局管内
	住　　所：
	片道運搬距離　（　　km）

●	第 8 章	そ の 他　（該当なし）